

英国の ISA（Individual Savings
Account）の実施状況等について
～英国の ISA の実態調査報告～

平成 24 年 11 月

日本証券業協会

はじめに
～本報告書の背景について～

我が国では、2014（平成 26）年 1 月より、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（以下「日本版 ISA」という。）が開始される予定である（注）。

また、本制度は、英国において 1999（平成 11）年 4 月に導入された Individual Savings Account（ISA）をモデルとしているが、英国の ISA は個人の資産形成促進策として成功し、評価されている。

一方、日本版 ISA は、3 年間の時限措置とされていることや、口座開設手続及び管理等が複雑であることから、制度開始前ではあるものの、個人投資者や証券会社等の評判は必ずしも芳しくはない状況である。

本協会は、平成 25 年度税制改正要望項目として、日本版 ISA の恒久化を含めた拡充及び簡素化を掲げているが、実際に証券会社等をはじめとする関係者による積極的な取組みがなければ、英国のように日本版 ISA が広く普及し、我が国の政策課題である個人投資者による金融資本市場への参加及び資産形成を促進することが困難になることも考えられる。

以上から、個人の資産形成促進策として評価されている英国の ISA に関し、その導入の経緯、証券業者等の取組みや同制度に対する評価等について、英国証券業者等の関係者からのヒアリングも踏まえ、報告書として取りまとめた。

本報告書が、証券会社等をはじめ関係者による日本版 ISA の取組みや今後の税制改正等の議論の一助になれば幸いである。

（注） 日本版 ISA は、平成 22 年度税制改正により、金融所得課税の一体化の取組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて開始することが決定された。当初、平成 24 年 1 月から開始されることとされていたが、平成 23 年度税制改正により、上場株式等の 10%軽減税率が 2 年間延長されたことに伴い、平成 26 年 1 月から開始することとされた。

—— 要 約 ——

- 英国の ISA は、1999（平成 11）年、低い貯蓄率を解消するために政治的リーダーシップの下、その前身である PEP（Personal Equity Plan：個人持株制度）と TESSA（Tax Exempt Special Savings Account：免税特別貯蓄口座）を整理・統合することにより導入されたが、現在では、幅広い英国居住者に利用され、また、非常に人気が高くブランド化された貯蓄・投資に係る制度として英国において認知されている。
- 英国の ISA が英国居住者において評価されている要因としては、①長期にわたる当局のコミットメントが行われていること（現在は恒久的な制度となっているが、導入当初でも最低でも 10 年間は継続する措置とされていた。）、②制約が少なくシンプルであること（ISA への投資資金の引出制限が設けられておらず、ISA 内でのスイッチングも可能とされている。）、③官民の協働によりブランド化されたこと等が挙げられる。
- 英国の ISA に対しては、英国証券業者等においてもビジネスとして積極的に取り組んでおり、業務フローの自動化や ISA シーズンにおける積極的な広告活動といった事務・コスト負担を行ったうえ ISA 開設者を取り込み、また、職域サービスとしては確定拠出年金サービスに加え給与天引きを組み合わせた ISA への積立投資サービス（workplace ISA）を年金の補完として提供するビジネスなども行っている。
- 英国居住者については、確定申告などの手続を行わずとも金融商品から発生する利益が非課税となるメリットのほか、年間の拠出限度額は翌年に持ち越せないため「利用するか、無駄にするか（use it or lose it）」の観点から、取りあえずはまず ISA に資金を拠出するという動きも多い。また、英国証券業者等においては、税務年度末までに ISA の申込を行わなければ、非課税メリットを享受できないというカウントダウン効果を利用し、1 月から 4 月初旬までの ISA シーズンに集中したマーケティングを実施している。
- 我が国では、平成 26 年 1 月から、3 年間の時限措置として非課税口座内の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（いわゆる日本版 ISA）が導入される予定であるが、多くの英国居住者が安心して投資できる環境を整備し、貯蓄・投資に係る制度としてブランド化するまでに成功した英国の ISA の現状やこれまでの関係者の取組みは示唆に富み、参考になると思われる。

目 次

1. 英国の ISA の概要について	
(1) 英国の ISA の沿革及び変遷について	5
(2) 英国の ISA の仕組みについて	5
(3) 英国の ISA の口座数等の推移について	7
(4) 英国の ISA の目的と税制当局における現状での評価及び今後の展望について	9
2. 英国の ISA に係る英国証券業者等の取組みについて	
(1) 英国における個人向け金融商品の販売の特徴	10
(2) 英国証券業者等による ISA の取組みの実態について	11
(3) 英国証券業者等に顧客が ISA の口座開設を申込み際のチャネル別の動向について	15
(4) 英国証券業者等が指摘する ISA の問題点や課題について	16
3. おわりに	17

〔資料〕

- 資料 1：英国の ISA の変遷
- 資料 2-1：英国の ISA の年間拠出額の変遷
- 資料 2-2：ジュニア ISA の年間拠出額の変遷
- 資料 3-1：英国の ISA の概要
- 資料 3-2：ジュニア ISA とチャイルド・トラスト・ファンド
- 資料 4-1：ISA のうち年間で実際に資金が拠出された口座数
- 資料 4-2：ISA のうち年間で実際に資金が拠出された口座数<グラフ>
- 資料 4-3：2009-2010 年度における ISA 開設者による拠出額の所得別分布
- 資料 4-4：2009-2010 年度における ISA 開設者による拠出額の所得別分布<グラフ>
- 資料 4-5：ISA に資金を拠出した者の所得別分布の推移
- 資料 4-6：ISA に資金を拠出した者の所得別分布の推移<グラフ>
- 資料 5-1：ISA における年間拠出額
- 資料 5-2：ISA における年間拠出額<グラフ>
- 資料 5-3：ISA の 1 口座当たりの年間での平均拠出額
- 資料 6-1：ISA で保有する金融商品の残高

資料 6-2 : ISA で保有する金融商品の残高 <グラフ>

資料 6-3 : 最近 10 年間ににおける ISA で保有する投資信託の投資信託全体に占める割合の推移

資料 6-4 : 最近 10 年間ににおける ISA で保有する投資信託の投資信託全体に占める割合の推移<グラフ>

資料 7-1 : 2009-2010 年度における ISA 開設者（拋出済／非拋出）の性別及び年齢別分布

資料 7-2 : 2009-2010 年度における ISA 開設者（拋出済／非拋出）の性別及び年齢別分布〔男性〕<グラフ>

資料 7-3 : 2009-2010 年度における ISA 開設者（拋出済／非拋出）の性別及び年齢別分布〔女性〕<グラフ>

資料 8-1 : 最近 10 年間ににおける投資信託の回転率及び平均保有期間

資料 8-2 : 最近 10 年間ににおける英国籍及び日本籍の投資信託の平均保有期間の推移<グラフ>

資料 8-3 : 最近 10 年間ににおける英国籍の投資信託への資金流出入額の推移

資料 8-4 : 最近 10 年間ににおける日本籍の公募株式投資信託への資金流出入額の推移

資料 9 : 英国籍投資信託のチャンネル別のリテール向け販売金額

資料 10 : 英国投資信託委託会社の ISA 向け投資信託残高によるランキング<2012（平成 24）年 6 月末時点>

1. 英国の ISA の概要について

(1) 英国の ISA の沿革及び変遷について（資料 1、資料 2-1、資料 2-2 参照）

英国の ISA（Individual Savings Account：個人貯蓄口座）は、PEP（Personal Equity Plan：個人持株制度）¹及び TESSA（Tax Exempt Special Savings Account：免税特別貯蓄口座）²を整理・統合し、1999（平成 11）年 4 月に導入された制度である。

当初は、2009（平成 21）年までの時限措置とし、また、導入 7 年後に制度の効果を検証のうえ評価することを前提として制度が導入された。その後、貯蓄や投資を広く英国国民に普及し、とりわけ、低所得者層や若年層に普及したことが評価され、2008（平成 20）年に恒久化された。

ISA が導入された当初は、株式型 ISA（stocks and shares ISA）、預金型 ISA（cash ISA）及び保険型 ISA（life insurance ISA）の 3 種類から構成されていたが、2005（平成 17）年に保険型 ISA は株式型 ISA に統合・整理され、本報告書執筆時点では、株式型 ISA と預金型 ISA の 2 種類となっている。

また、英国居住者は、1 人につき 1 社の証券業者等でのみ開設可能であって複数の種類の金融商品への投資が可能な総合口座（The maxi ISA）と、1 人につき複数社の証券業者等に開設可能であって 1 つの種類の金融商品への投資が可能なミニ口座（The mini ISA）があったが、2008（平成 20）年に区分が廃止され、株式型 ISA と預金型 ISA の 2 種類に簡素化されている。

なお、英国の ISA の年間拠出額は 2008（平成 20）年以後、年々引き上げられているが、この引上げ額は、前年 9 月における消費者物価指数の年間上昇率に応じて決定される³。

(2) 英国の ISA の仕組みについて（資料 3-1 及び資料 3-2 参照）

① 株式型 ISA

18 歳以上の居住者⁴が、ISA マネージャー（ISA Manager）として FSA から認可を受けた証券業者、銀行、保険会社、投資信託委託会社等に株式型 ISA を開設し、

¹ 1987（昭和 62）年 1 月、個人株主を増加させることを目的として導入された。当初は、ロンドン証券取引所に上場する英国企業の株式のみが対象となっていたが、徐々に対象となる金融商品が拡大された。18 歳以上の居住者は、HMRC（Her Majesty's Revenue and Customs：英国関税歳入庁）と Financial Services Authority（FSA：英国金融サービス機構）から認可を受けた証券業者と同意書を交わし、上場株式、公社債、投資信託（Unit Trust、Investment Trust、Open Ended Investment Companies）などの金融商品に年間 9,000 英鎊を上限に投資を行い、それらから生じる配当及び譲渡益が非課税となる制度であった。英国では、この時期にサッチャー政権下であり、国営企業の民営化（ブリティッシュ・エアウェイズやブリティッシュ・テレコム等）に伴う株式の売出し放出が行われており、個人投資者による受け皿として PEP が活用されたとの指摘がある。実際に、当初は、ロンドン証券取引所上場の英国企業の株式や、英国企業の株式が 50%以上組み入れられた投資信託が非課税の対象となっていた。

² 1991（平成 3）年 1 月、個人の貯蓄を奨励することを目的として導入された。18 歳以上の居住者は、金融機関において TESSA を開設し、当該口座で 9,000 英鎊を預金上限として 5 年間の受取利子が非課税となる制度であった。

³ ISA 口座開設者による毎月の積立投資の利便に供するため、消費者物価指数の上昇に応じて 120 英鎊毎に刻みを設けたうえ、引き上げることとされている。

⁴ 日本版 ISA の場合、非課税口座を開設できるのは 20 歳以上の居住者等である。

年間£11,280（約135万円⁵）⁶を上限として株式、公社債、投資信託、保険などの金融商品に投資し、当該金融商品から生じる利子、配当、譲渡益を非課税⁷とするものである。株式型ISAの対象となる金融商品には預貯金も含まれるが、その利子に対し20%が徴収される。

② 預金型ISA

16歳以上の居住者が、ISA マネージャー（ISA Manager）としてFSAから認可を受けた証券業者、銀行、保険会社、投資信託委託会社等に預金型ISAを開設し、年間£5,640（約68万円：株式型ISAの半額）を上限として預貯金やMMFなどの金融商品に投資し、当該金融商品から生じる利子を非課税とするものである。

英国の居住者は、株式型ISAと預金型ISAをそれぞれ開設（株式型ISAと異なる証券業者等に開設）し、年間限度額の範囲内であれば資金を拠出することができるほか、ある証券業者等に開設する株式型ISAで保有する金融商品を他の証券業者等に開設する株式型ISAに移管することが認められている。

また、英国のISAでは証券業者間の口座移管が可能⁸とされており、その口座移管に係る口座開設者が負担するコストはほとんどが無料である。移管元及び移管先のいずれでも取り扱う金融商品については、我が国と同様、振替等の手続により移管を行うが、移管元のISAで保有する金融商品が移管先において取り扱っていない場合には、移管元のISAで保有する金融商品を一旦現金化し、移管先にISAを開設した後に当該現金を送金し移管先で新しい金融商品を購入するという流れになる。

さらに、英国では、子どもの将来の資産形成を促進するための新たな個人貯蓄口座として、ジュニアISA（Junior ISA）⁹が2011（平成23）年11月に導入された。

③ ジュニアISA

18歳未満の居住者が、ISA マネージャー（ISA Manager）としてFSAから認可を受けた証券業者、銀行、保険会社、投資信託委託会社等に、株式型ISAと預金型ISAをジュニアISAとしてそれぞれ開設することができる。それぞれについて年間£3,600（約43万円）を上限として両親や祖父母等が資金を拠出し、株式、

⁵ £1を120円として邦貨換算した額である。以下、特に断りのない限り、邦貨換算は当該水準とする。

⁶ 日本版ISAの場合、年間100万円を上限としている。

⁷ 日本版ISAの場合、国内又は国外で発行された上場株式、上場優先出資、上場投資口（上場REIT）、上場証券投資信託の受益権（上場ETF）、上場特定受益証券発行信託の受益権（上場JDR）、上場転換社債型新株予約権付社債（上場CB）及び公募株式投資信託の受益権の配当及び譲渡益（解約及び償還に係る利益を含む。）が非課税の対象となっており、預貯金、公社債（上場CBを含む。）及び公社債投資信託の受益権の利子及び償還益は非課税の対象となっていない。

⁸ 日本版ISAの場合、非課税口座を開設する証券会社等が事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は営業所の廃止等による場合でしか、当該非課税口座を他の証券会社等に移管することが認められていない。また、非課税口座の移管元において取り扱っていた金融商品が移管先において取り扱っていない場合には、当該金融商品は譲渡せざるを得なくなる。

⁹ それまでは、2005（平成17）年4月に導入されたチャイルド・トラスト・ファンド（Child Trust Fund）が利用されていた。同制度は、チャイルド・トラスト・ファンド口座の開設時（0歳）と子どもが7歳の誕生日を迎えた時の2回にわたり国から補助金が支給されるほか、両親や祖父母等から年間一定額までの資金を拠出し、これらの資金で購入した金融商品から生じる利子、配当、譲渡益を非課税とするものである。なお、当該口座の資金は子どもが18歳になるまで引き出すことができないという制限があるが、18歳時にISAに移管することができる。

公社債、投資信託、保険又は預金などの金融商品に投資し、当該金融商品から生じる利子、配当、譲渡益を非課税とするものである。

また、ジュニア ISA には、名義人である子どもが 18 歳になるまで資金を引き出すことができない引出制限が設けられているという点で、ISA とは異なる。ジュニア ISA の位置付けとしては、子どもの将来のための投資を行うためということであり、18 歳以後の引出しには特段の制約が設けられていない¹⁰。ジュニア ISA は、当該ジュニア ISA の名義人である子どもが 18 歳になったとき、ISA になる¹¹。

さらに、ジュニア ISA は、一つの ISA マネージャーである証券業者等にしか口座を開設できない（同じ時期に二つ以上の ISA マネージャーに口座を保有できない）点でも、ISA とは異なる。ISA では、新たな証券業者等に ISA を開設した場合、前年までの ISA を当該証券業者等とは異なる証券業者等そのまま管理することが可能であるが、ジュニア ISA では 1 社のみで管理する必要があるため、証券業者等を変更する場合、ジュニア ISA で管理する資産も移管する必要が生じる。

(3) 英国の ISA の口座数等の推移について

① ISA で資金が拠出された口座数

ISA で実際に資金が拠出された口座数 (number of accounts subscribed to during the year) は、2011-2012 年度 (2011 (平成 23) 年 4 月 6 日から 2012 (平成 24) 年 4 月 5 日まで¹²) において、延べ数で、株式型 ISA が 289 万口座 (18 歳以上の人口 4,912 万人¹³の 5.9%)、預金型 ISA が 1,128 万口座 (16 歳以上の人口 5,065 万人の 22.3%)、合計 1,418 万口座であった (資料 4-1 及び資料 4-2 参照)。また、2009-2010 年度までの ISA 開設者は非拠出者を含め 2,389 万人と、英国総人口 6,226 万人の 38.4% を占めるほどまで普及している (資料 7-1、資料 7-2 及び資料 7-3 参照)。さらに、ジュニア ISA で実際に資金が拠出された口座数は、2011-2012 年度において、延べ数で、7.1 万口座 (18 歳未満の人口 1,314 万人の 0.5%) に留まっているが、これは同口座がチャイルド・トラスト・ファンド口座非開設者しか開設できないことも影響していると考えられ、今後、増加することが見込まれる。

なお、2009-2010 年度における ISA 開設者の所得別分布状況でみると、株式型 ISA 及び預金型 ISA とともに、年収 £ 20,000 (約 240 万円) 未満が半数以上を占めており (資料 4-3 及び資料 4-4 参照)、ISA で実際に資金を拠出した者についても同様の結果となっている (資料 4-5 及び資料 4-6 参照)。

¹⁰ ジュニア ISA の導入は、英国政府がイングランド地方における大学の年間授業料の値上げ (£3,290 (約 39.4 万円) → £6,000 (約 72 万円)。貧困家庭からの学生への無償奨学金を条件として £9,000 (約 108 万円) の値上げも可。) を公表した時期と同じタイミングであったため、政府は教育目的の資産形成支援を意識しているのではないかとの指摘がある。

¹¹ 16 歳及び 17 歳の居住者は、ジュニア ISA と預金型 ISA の両方を開設することができる。

¹² 英国の居住者の税務年度は、4 月 6 日から翌年 4 月 5 日までとされている。以下、年度という場合には英国の税務年度を表す。ちなみに、我が国の居住者の税務年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとされている。

¹³ 英国国家統計局 (Office for National Statistics) の 2010 (平成 22) 年人口統計による。以下、特に断りのない限り、英国人口は当該統計に基づく数値による。

② ISA の年間拠出額

ISA における実際の年間拠出額 (number of accounts subscribed to during the year) は、2011-2012 年度において約 £ 535 億 (約 6.4 兆円) であった。ジュニア ISA は、2011-2012 年度は制度開始から 5 か月しか経過していないものの、実際の年間拠出額は £ 1.15 億 (約 138 億円) となった (資料 5-1 及び資料 5-2 参照)。

なお、年間での平均拠出額は 2008 (平成 20) 年以後の年間拠出額の引上げに伴い増加傾向にあり、2011-2012 年度における年間での平均拠出額は、株式型 ISA では £ 5,473 (約 66 万円)、預金型 ISA では £ 3,340 (約 40 万円)、ISA 全体では £ 3,775 (約 45 万円) であった (資料 5-3 参照)。

③ ISA における保有金融商品の残高

2011 (平成 23) 年 4 月 5 日現在の ISA における保有金融商品の残高をみると、預貯金が £ 1,912 億 (約 23.0 兆円。全体の 52.2%)、投資信託が £ 1,550 億 (約 18.6 兆円。全体の 41.4%)、上場株式が £ 319 億 (約 3.8 兆円。全体の 8.5%) となっている (資料 6-1 及び資料 6-2 参照)¹⁴。

年間拠出額が拡大されて以降は、特に投資信託の残高の伸びが顕著となっている (前年比で 13.5% 拡大した)。

なお、2012 (平成 24) 年 7 月末時点の ISA での投資信託残高 £ 1,077 億¹⁵ (約 12.9 兆円) は、投資信託残高全体 (£ 6,121 億 (約 73.4 兆円)) の 17.6% を占める (資料 6-3 及び資料 6-4 参照)。

④ ISA 開設者の属性等 (資料 7-1、資料 7-2 及び資料 7-3 参照)

2009-2010 (平成 21-22) 年度までの ISA の開設者の年齢別分布をみると、男女とも年齢に応じて開設する割合が高まり、65 歳以上の割合が最も高く (男女合計で 558 万人と全体の 23.4%)、また、25 歳未満の割合が最も低い (男女合計で 188 万人と全体の 7.9%)。

男女の特徴としては、男性は株式型 ISA 開設者 (資金を拠出済) の割合が女性よりも高く、逆に女性は預金型 ISA 開設者 (資金を拠出済) の割合が高いという特徴がみられた。

また、英国証券業者等にヒアリングしたところ、ISA 開設者の大半は投資リテラシーの水準がそれほど高くなく、投資初心者レベルの水準ということであった。

⑤ ISA を通じた投資の平均保有期間 (資料 8-1 から資料 8-4 参照)

英国の ISA には資金の引出制限は設けられていないが、英国居住者が ISA から資金を引き出した場合、金融商品に係る利益に対する非課税メリットが享受できなくなる。このような理由から、実際には英国居住者が ISA から資金を引き出すことは少なく、ISA が英国居住者の中長期的な資産形成に資する税制措

¹⁴ 英国関税歳入庁から本年 9 月 28 日に公表された暫定データによると、2012 (平成 24) 年 4 月 5 日現在では、預貯金が £ 2,006 億 (約 24.1 兆円。全体の 51.3%)、投資信託が £ 1,504 億 (約 18.0 兆円。全体の 38.5%)、上場株式が £ 327 億 (約 3.9 兆円。全体の 8.4%) であった。

¹⁵ 英国投資信託協会 (The Investment Management Association) 調べ。

置として評価されているといわれている。

また、英国の ISA は投資対象の金融商品をスイッチングにより随時変更することが可能であり、ラップ金融商品的な性質を有しているといえる。このため、英国居住者は、ISA について「非課税となる」ラップ金融商品又はラップ口座のようなものとして認識している。

なお、2011（平成 23）年中における ISA の回転率¹⁶及びその逆数である ISA 内の投資信託の平均保有期間を計算したところ、それぞれ 0.15 回及び 6.51 年であった¹⁷。ISA などを含めた投資信託全体の回転率及び平均保有期間は、それぞれ 0.26 回及び 3.79 年であることから、ISA は、英国居住者の投資信託の長期保有に一定の効果を発揮しているとみることができる。もっとも、ISA への純流入額は変動しマイナスとなる年もあることから（一方で、ISA が導入された 1999（平成 11）年以後、リテール向けの純流入額がマイナスとなった年はない。）、ISA ではバイアンドホールドによる単純な長期保有という投資行動が採られているわけではなく、実際には、リバランス等による適切なアセットアロケーションを行うことにより ISA での収益の最大化への取組みが積極的に行われているとみるべきだろう。

(4) 英国の ISA の目的と税制当局における現状での評価及び今後の展望について

英国の ISA は、労働党政権下の 1999（平成 11）年、個人の負債水準及び物価水準の上昇等により低水準であった貯蓄率を改善するための措置として 10 年の時限措置として導入されたが、英国政府では、ISA を当初より 10 年で打ち切るということではなく、少なくとも 10 年程度は制度が存続するという趣旨で考えていたようであり、業界にも同様に受け止められていた。

ISA を取り扱う英国証券業者等では、年次報告（税務年度末である 4 月 5 日から 2 か月以内）という形での一定の事項に係る情報提供を義務付けられており、そのなかで所得階層別や年齢別での導入実績や金融商品への貯蓄・投資実績などのデータ（一般にも広く公表されている。）が含まれているため、税務当局は ISA の政策効果等を確認することができる。税務当局では、導入当初より、ISA に関する政策効果に係る数値目標等は特段掲げていないが、最近までの簡素化及び恒久化を含めた拡充に係る取組みから、ISA が中長期的な貯蓄・投資の促進に係る有効な制度と評価し、一定程度の税収減があったとしても、ISA 制度のさらなる定着及び拡充等を考えているようである。

また、税務当局では、英国証券業者等との間でオペレーション面に係る会合等を開催し、合理化や効率化に係る意見交換や対話を行うなど、制度の利便性向上に対する前向きな姿勢を示すほか、ISA Manager である英国証券業者等向けのガ

¹⁶ 「(年末純資産総額) + (年初純資産総額)」÷「(設定金額)」により計算した。

¹⁷ 我が国の投資信託の場合、2011（平成 23）年における回転率は 0.47 回、平均保有期間は 2.10 年であった。

イダンスノート¹⁸を公表している。

ISA からの引出しは実際には少なく、英国居住者にとっては年金制度の補完的な利用が行われている面があるが、英国政府としては当初より年金制度との整合性は意図しておらず、今後の課題と認識しているようである。

2. 英国の ISA に係る英国証券業者等の取組みについて

(1) 英国における個人向け金融商品の販売の特徴

英国ではパッケージ商品¹⁹と呼ばれる保険及び個人年金並びに投資信託の個人金融資産に占める割合が高い。これらの金融商品の個人に対する販売において、英国では、その発行者や証券業者又はその従業員よりも独立金融アドバイザー（Independent Financial Adviser : IFA）が大きな役割を担っている。例えば、英国投資信託協会（Investment Management Association : IMA）の統計によると、2009（平成 21）年では投資信託の 87.1%が IFA 経由により販売されている（資料 9 参照）²⁰。

IFA とは、特定の証券業者、銀行、保険会社又は投資信託委託会社等に所属しない、又は資本若しくは人的関係などの繋がりを持たず、投資者側の立場にたって金融商品を仲介する者をいい、英国金融サービス機構が認定した資格試験に合格する必要がある²¹。

我が国では、証券会社、銀行、投資信託委託会社の役員又は使用人であって、保険業法に定める保険募集人又は金融商品取引法に定める外務員として登録しなければ、原則として保険、個人年金又は投資信託の販売ができず、また、金融商品仲介業者²²は特定の証券会社、銀行等が取り扱う金融商品しか投資勧誘ができないという点で、英国の IFA とは異なる。

なお、英国金融サービス機構では、2006（平成 18）年 6 月より、リテール投資者

¹⁸ <http://www.hmrc.gov.uk/isa/isa-guidance-notes.pdf>

¹⁹ 英国金融サービス機構の Handbook における用語解説（Glossary）定義によると、パッケージ商品（packaged product）としては、(a) 生命保険（a life policy）、(b) 規制集団投資スキーム（a unit in a regulated collective investment scheme）、(c) 投資信託（an interest in an investment trust savings scheme）、(d) ステークホルダー年金（手数料等に上限が設定された中所得者向けの確定拠出型個人年金：a stakeholder pension scheme）、(e) 個人年金（a personal pension scheme）が掲げられている。

²⁰ 英国投資信託協会では 2010（平成 22）年から統計区分を変更しているが、2011（平成 23）年は投資信託の 45.5%が IFA 等経由であり、ファンド・プラットフォームを加えると 86.4%を占め、それ以外の直販は 13.6%に過ぎない。

²¹ 英国では、「1986（昭和 61）年金融サービス法（Financial Services Act 1986）」の制定時にポラリゼーション（Polarisation：二極化）が導入され、パッケージ商品については、(i) 特定の商品提供金融機関と関係を有しない、独立した立場で金融商品を取り扱う IFA、(ii) 単一の金融機関（グループ）と契約し、当該金融機関（グループ）の金融商品を取り扱う提携代理人（Tide Agent）のいずれかでなければ投資勧誘できないとされた。2004（平成 16）年にポラリゼーションは廃止され、特定の複数の商品提供金融機関の商品を取り扱うことが解禁され、IFA と Tide Agent 以外にその中間的な提携代理人（Multi Tide Agent）という販売チャンネルが認められている。

²² 個人又は法人のいずれでも金融商品仲介業者となることができるが、その場合には内閣総理大臣の登録を受ける必要がある（金融商品取引法第 66 条）。金融商品仲介業者とは、証券会社や銀行等の委託を受けて、有価証券の売買の媒介又は募集若しくは売出しの取扱いなどを当該証券会社や銀行等のために行う業務をいう（同法第 2 条第 11 項）。

向け金融商品の販売方法に関する見直し（Retail Distribution Review：RDR）を検討しており、2013（平成25）年から実施する予定である。これまで、IFAのリテール投資者向け金融商品（retail investment product）の販売に当たっての報酬は、投資信託委託会社など商品供給金融機関から販売業者に支払われるコミッション（commission）方式が主流であった。この販売業者の報酬の取り方ゆえに、顧客との利益相反が生ずる潜在的可能性が指摘されたことを受け、①IFAの報酬はコミッション方式を廃止し、顧客から販売業者に支払われるフィー（fee）方式のみとし、また、②IFAの報酬体系及び支払方法（一括又は分割等）の開示が義務付けられ、また、③商品提供金融機関経由の方法の場合はIFAが受け取るフィーが顧客の指示に基づくかを商品提供金融機関が確認すること等の義務付けが行われることとなった。

(2) 英国証券業者等によるISAの取組みの実態について

英国では過去に数年で廃止された制度もあるなかで、ISAは導入後10年以上経過し、英国では最も信頼された、また、優良な投資・貯蓄に係るブランドとして確立されている。これまでも、そして今後も、行政だけではなく英国証券業者等についてもこれまでに確立してきたISAのブランドに傷がつかないように取り組んでいる²³。

また、英国証券業者等は顧客に対し、まず金融商品の利子、配当又は譲渡益が非課税となるISAの利用を推奨しており、顧客も金融商品から生じる利益が非課税になるメリットを享受するためISAを開設のうえ入金している。より多くの金額を金融商品に投資する居住者についても、まずはISAを開設のうえ拠出額をISAに入金し、拠出額を超過した部分は課税を前提として投資しているという行動を採っているようである。

① ISAのマーケティング等

(イ) ISAのマーケティング

英国証券業者等は、ISAのマーケティングは「ISAシーズン」と呼ばれる1月から申込期限である4月5日までにかけて集中的かつ重点的に行っている。ISAシーズン期間中は、年間のマーケティング費用の多くを使用し、例えば、主要駅内外に看板を掲示するほか、タクシーや新聞等に広告等の表示を行うなど、大々的にマーケティングを行っている。このため、ISAシーズンにおける

²³ 預金型ISAのブランドを低下させかねない事例としては、2010（平成22）年3月、コンシューマー・フォーカス（Consumer Focus：法令に基づく組織であり、消費者のための公正な取引の確保を目的とし、寄せられた苦情について、調査及び公正取引庁（Office of Fair Trading）に特別申立てを実施する権限を有する。）により指摘されている事例（<http://www.consumerfocus.org.uk/assets/1/files/2010/03/Consumer-Focus-super-complaint-cash-isas1.pdf>）が挙げられる。預金型ISAのマーケティングでは金利水準が重要な要素となるが、当初の一定期間（例えば、12か月）のみ比較的高い水準の金利を提供することによりISAの自社における開設を促し、一定期間経過後は通常の低い水準の金利を適用し、貯蓄者の不信及び不満を招いているとされている。また、預金型ISAを他の金融機関に移管する場合にかかる期間は比較的に長く（2週間以内の口座移管は10%、2～5週間が45%程度、5週間超が30%。）、また、ISAを解約した場合には利子の非課税措置が適用されなくなってしまうデメリットがあるため、事実上、預金型ISAを開設した金融機関に資金が留まるという問題も指摘されている。

新聞広告の掲載料は通常の時期と比べ 2 割程度も上昇し、マネー欄における紙面も多くなっている（オンラインによる広告料も ISA シーズン当初の 1 月と最盛期の 3 月頃を比較すると、クリック単価（cost per click）が 5 割程度上昇する場合もある。）。

ISA シーズン中には英国居住者の ISA 開設申込数が集中する。合理的な行動としては、年初に ISA の開設及び入金を完了したうえで投資を開始することであり、現実には税務年度間近に ISA の開設手続及び入金を行う英国居住者が圧倒的に多い。また、申込期限である 4 月 5 日までに ISA 開設手続を完了し、かつ、当該 ISA 口座に入金しなければ、ISA の非課税措置を享受できない（「Use it or Lose it」（非課税措置を享受するか、それとも非課税優遇を失うか））といった意識から、期限直前の駆け込みによる申込に拍車がかかっているとの指摘がされている。

英国証券業者等は、ISA 事務手続に係る負担を軽減する観点から、ISA シーズン以外の 1 年を通じて申込が拡散されるよう、早期申込特典キャンペーン（early bird campaign）をはじめさまざまなキャンペーン等の実施など工夫しているものの、実際には ISA シーズンにおける申込が集中しているのが現状である。

また、ISA の英国証券業者等との間の移管は件数として少ないものの、英国証券業者等は、他社に ISA を開設する顧客が自社に移管した場合には報奨金を支払うなどの条件を提示するなど、ISA の取り込みのために積極的なマーケティングが行われている。

(ロ) ISA の広告等資料

広告等資料の記載は、株式型 ISA と預金型 ISA で大きく異なる。預金型 ISA のリーフレットやポスターには預金金利が強調されたシンプルな記載となる一方で、株式型 ISA は、投資者保護等の観点から、リーフレットの半分程度が規制上必要な文言が記載され、また、利回りを記載することもできないため、非課税であること（ISA は英国居住者に広く認知されているため、ISA の文字を大きく記載することを含む。）のほか、英国証券業者等によって実施している口座管理料の引下げ若しくは無料化（キャッシュバックを含む。）又は品揃えの豊富さ（自社又は自社グループの金融商品だけではなく他社グループの金融商品も幅広く取り扱っている等）を強調した記載が多いようである²⁴。

英国居住者の多くは、預金型 ISA を選好する理由の 1 つとして、この広告等資料が相対的に株式型 ISA に比べて分かりやすい点を挙げている。もっとも、英国居住者は当初は預金型 ISA を開設するものの、後に株式型 ISA の年間拠出額が預金型 ISA の 2 倍であることに魅力を感じて、株式型 ISA を開設するという動きが生じてきているとの指摘がある。

② ISA に係る事務手続等

²⁴ 英国の居住者は、預金型 ISA は預金金利の水準の高さにより ISA を開設する金融機関を選択するが、株式型 ISA は管理コストの水準の低さにより英国証券業者等を選択する傾向があるとの指摘がある。

(イ) ISA の開設手続等

ISA の開設に係る申込は、(a) Web による申込、(b) 電話による申込、(c) 書類による申込により行われている²⁵。ISA の開設手続としては、4 月 5 日までに開設申請に加えて、ISA への入金完了している必要があり、(a) 及び (b) にはデビットカード (Debit Card) 又は小切手を使用され、(c) には小切手を使用されている²⁶。

(a) はナビゲーション機能を付す等、顧客が簡単に入力できるような工夫は施すものの、入力のすべてを顧客自らが行うため、英国証券業者等にとっては最もコストを低く抑えることができる。英国の投資信託委託会社では、さらなるコスト削減を目的として、顧客又は IFA による投資信託の買付けやスイッチングなどの発注においても Web を通じた自動化を実現するため、システム対応を行うなどその比率を高める動きが出ているようである。

(c) は申請書類及び小切手といった書類が介在し、顧客の記載内容の確認や誤記等による書類の授受など、英国証券業者等にとって事務負担が大きい。このため、英国証券業者等によっては、申請書類に記載される文字が 1 バイト言語である英語と数字という点を踏まえ、自動的に文字をキャプチャリングするシステム (手書き認識システム) の導入や申請書類の仕様変更などを行い、また、小切手番号をスキャンしたうえ申請書類にバーコード化して表示するなど、業務フローの簡素化及び効率化を進めている例もある。

(b) では英国証券業者等の電話オペレータが会話で誘導しながら、口座開設を行っている。また、(a) 又は (c) により申込が行われたものの、顧客への確認が必要になった場合 (例えば、投資信託の選択が曖昧であり、その確認がとれない場合等) には、この電話による手続が行われることになる。既述の ISA シーズンには非常に多くの顧客の申込が殺到するため、一定のコスト負担を行い、臨時従業員を採用し研修を行ったうえ、これに対応しているという例がみられる。

(ロ) ISA の移管手続

英国証券業者等に開設した ISA は、他の英国証券業者等に移管することが認められており、そのためには、ISA 開設者は移管先の英国証券業者等に対し申請書を提出しなければならない。

また、株式型 ISA は他の英国証券業者等の株式型 ISA への移管は認められているが、預金型 ISA への移管は認められておらず、預金型 ISA は他の英国証券業者等の株式型 ISA 又は預金型 ISA のいずれにも移管することができる。

移管元及び移管先のいずれの英国証券業者等も同一の金融商品を取り扱っている場合には、ISA で投資する金融商品をそのまま移管することができるが、

²⁵ 日本版 ISA では、(a) Web による申込 (非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)、(b) 書類による申込の 2 つの方法が認められている (租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項及び第 6 項)。

²⁶ 英国では依然として小切手による振込が多く、銀行振込がほとんどを占める我が国とは大きく事情が異なる。

同一の金融商品を取り扱っていない場合には一旦売却したうえで金銭を顧客に支払うことなく移管を行うという手続が行われている。移管に係る手数料は多くの英国証券業者等は無料で実施している。

なお、移管元の英国証券業者等は、移管日後3年間は申請書及びISAに係る記録等を保存しなければならないものとされている。

③ ISAの活用したビジネスの拡大について

英国では、1980年代のサッチャー政権以後、公的年金改革に取り組んでおり、給付額の抑制（支給開始年齢の引上げを含む。）や事業主による従業員の私的年金への自動加入の義務付け（但し、従業員は加入しないという選択が可能）等が実施され、企業年金においても積立不足対応や長寿リスク等、企業にとっての負担増の観点から確定給付型から確定拠出型へのシフトが行われている。

また、英国証券業者等では、確定拠出型企業年金サービス（資産形成）をより拡大した職域サービス（給与処理、福利厚生等）を展開する動きが出てきている。

このような流れのなかで、職域の資産形成制度として給与天引きでISAに投資するサービス（workplace ISA）が提供されている²⁷。このサービスを提供することにより、社会に出て働き始めた従業員に加え、退職又は離職した従業員に対する資産形成に係る投資サービスまでカバーできるというシナジー効果も見込まれる。

一方で、事業主及び従業員にとっては、職域という規模と引き換えに低いコストでの資産形成サービスを享受することができる。英国証券業者等にとっては、従業員の氏名、住所、国民保険番号等の情報は事業主経由で得られるため、オンラインによる拠出の指示、拠出額や拠出時期等を指定できるサービスを実現することにより、運営コストはより低くできるメリットがある。

ビジネスの規模としては、現状、確定拠出型企業年金に比べると圧倒的に小さいものの、中長期的な視点からは、制約の多い年金以外の資産形成手段として職域サービスとしてのISAは期待されている。

④ ジュニアISAへの取組みについて

ジュニアISAについては、昨年11月に開始されたばかりであるが、①英国においてブランド化しているISAの名称を使用していること、②英国証券業者等はISAのライセンスでサービスの提供が可能であり²⁸、取扱商品の拡大が見込まれること、③英国財務省が国民保険番号（National Insurance Number：NINO）を保有していない子どもについて簡素な本人確認事務を認めていること等により、

²⁷ 我が国では、職域の資産形成制度として、従業員持株会制度や勤労者財産形成制度が存在するが、いずれも正規の従業員に限定されたものである。日本版ISAは、20歳以上の我が国の居住者であれば利用でき、また、年金等とは異なり引出制限が設けられていないため、職域サービスとして利用されることにより、非正規の従業員を含めたすべての従業員をカバーした資産形成及び福利厚生として利用できると考えられる。

²⁸ チャイルド・トラスト・ファンドでは、英国証券業者等における最低拠出額の設定を認めない等の規制があり、その参入は限定的で競争原理が働きにくいとの問題が指摘されていた。ジュニアISAでは、これが改められ、多数の英国証券業者等の参入により競争が促進されるとの指摘がある。

今後、英国居住者及び英国証券業者等の取組みの拡大が見込まれている。

ただし、ジュニア ISA を利用する顧客は、ISA と比べ、手数料の低い投資信託を選好する傾向があり、また、その拠出額が£3,600 と低いことが影響しているからなのか、ジュニア ISA を取り扱わない IFA も存在し、直販比率は ISA に比べて高いとの指摘がある。

(3) 英国証券業者等に顧客が ISA の口座開設を申込み際のチャネル別の動向について（資料 9 参照）

いわゆるパッケージ商品の販売チャネルとして、英国では、IFA が非常に重要な役割を果たしていることは既述のとおりであり、2009（平成 21）年ではリテール向け投資信託販売の約 87.1%を IFA 経由の販売が占めている。

近年、自社又は自社グループの投資信託委託会社が運用する投資信託以外に、他社又は他社グループの投資信託も提供するファンド・プラットフォームと呼ばれる、オープン・アーキテクチャ化された投資信託の販売チャネルの割合が増えてきている²⁹。また、2009（平成 21）年まで IFA 経由が圧倒的に大きかったことから、どちらかというファンド・プラットフォームは IFA 向けの利用が中心であると考えられるが³⁰、投資者向けの販売チャネルとしても利用される場合もある³¹³²。このため、2010（平成 22）年以後のリテール向け投資信託販売に占める IFA 経由の割合を正確に把握することは困難であるが、2010（平成 22）年及び 2011（平成 23）年における投資信託の IFA 経由の販売が多くを占めていることから、IFA の役割は依然として大きいといえる。

2010（平成 22）年以後は ISA の販売チャネル別の年間統計はないものの、2009（平成 21）年における ISA の投資信託販売に占める直販の割合（11.5%）がリテール向け投資信託販売に占める直販の割合（3.9%）の 3 倍近くの水準となっているが、これは ISA が税制措置を伴うラップ的な金融商品として認識され、また、年金のように引出制限が設けられていないシンプルな仕組みであることから、IFA による投

²⁹ ファンド・スーパーマーケットとも呼ばれる。米国の証券会社であるチャールズ・シュワブの OneSource や、フィデリティの FundsNetwork などが該当する。

³⁰ IFA は、複数の投資信託委託会社の投資信託を取り扱っているが、その都度、それぞれの投資信託委託会社に対しマニュアルで発注を行っている。ファンド・プラットフォーム（ファンド・スーパーマーケット）を利用することにより、多数の投資信託委託会社に対し 1 つのプラットフォームで発注できるようになるなどの効率が向上する。また、投資信託委託会社にとっても IFA のサポートを強化し、より強固な関係を築き上げることによって金融商品の販売チャネルを確保できるというメリットがある。

³¹ ファンド・プラットフォーム（ファンド・スーパーマーケット）では、①投資信託のスクリーニング（投資委託会社名、投資対象、運用方針、手数料や格付け等の要素で投資信託を絞り込む。）、②お勧めリスト（販売会社や第三者であるアドバイザーが独自の基準で選定したお勧めの投資信託をリスト化する。）、③ポートフォリオの提示（投資態度や方針に係る複数のクエスチョネアに回答すると、適切なアセットアロケーションや各配分向けの投資信託等が提示される。）などの投資者向けのサービスが提供されるものが多い。また、これらのサービスに基づき自ら投資判断を行うのではなく、IFA など専門家によるアドバイスを受けて投資判断を行うことも多い。

³² 我が国でも大手証券会社グループが、欧米のファンド・プラットフォーム（ファンド・スーパーマーケット）をモデルとしたサービスを開始し、本年 9 月末現在で、系列外を含めた 60 社の投資信託委託会社による 600 銘柄以上の投資信託が取り扱われているほか、証券会社等でも投資信託の 4 割程度を系列外の投資信託委託会社から採用するなど、投資信託のオープン・アーキテクチャ化が進展しているといえる。

資アドバイスがなくても投資が可能となっている点大きいと指摘されている。

(4) 英国証券業者等が指摘する ISA の問題点や課題について

① ISA の問題点や課題

まず、預金型 ISA の口座開設を誘引するために金融機関が一定期間に限定して高い金利を提示している問題である。これまで、英国証券業者等は 10 年以上にもわたる官民の取組みにより、ISA のブランド化に成功してきたが、この問題が英国居住者の ISA に対する信頼性やブランドとしての制度価値を大きく損ないかねないとの問題意識を持っている。

次に、株式型 ISA について、他の英国証券業者等の預金型 ISA への移管が認められていないという制約である。ISA の使い勝手を改善する観点から、移管に係る制約を解除することを求める声がある。

また、ISA シーズンに申込が殺到し、バックオフィスの事務負担が過大になっている点も問題視されており、従業員等の教育強化及び受付事務の効率化によるコスト削減などが各社の課題として認識されている。もっとも、税務年度末という申込期限があるが故に、締切直前に多数の ISA の申込が行われるという事情がある。

さらに、2013（平成 25）年から実施される RDR による規制変更により、IFA は顧客と合意のうえでフィーを決定することとなり、投資信託委託会社経由のフィー支払いの場合は、投資信託委託会社はこれを確認する必要があると考えられているが³³、これにより投資信託委託会社及び IFA において、従来のものから実務フローを大幅に変更する必要があるかも知れない等の新制度の導入に伴う混乱に係る懸念が生じている。

なお、ISA で生じた損失は通常口座における利益との通算が認められていないが³⁴、この点は広く英国居住者には認知されているため、特に英国証券業者等との間のトラブルが生じていないようである。

② ジュニア ISA の問題や課題

まず、ジュニア ISA は子ども名義で口座が開設されるため、両親等にアクセスできないという問題が指摘されている。例えば、誤って入金された場合には、その金銭を名義人である子どもに返金しなければならないが、その子どもが口座を持っていないため返金ができないという問題が生じている。

次に、チャイルド・トラスト・ファンドの保有者はジュニア ISA を開設できないことである。その一方で、チャイルド・トラスト・ファンドからジュニア ISA への移管が認められていない。チャイルド・トラスト・ファンドは、業者に対する規制（最低拠出額の設定を不可とする等）もあり金融商品の提供者（運

³³ 我が国では、目論見書等により、あらかじめ顧客である投資者に対し、販売手数料の水準並びに信託報酬の販売会社、投資信託委託会社及び受託会社における配分等の手数料等の詳細が明確になっている。

³⁴ 日本版 ISA についても非課税口座で発生した損失は、特定口座や一般口座などの利益との通算が認められていないため、個人投資者に十分に認識されるよう金融商品取引業者等は説明を行う必要があると考えられる。

用会社) が限定的だった。広く普及している ISA をベースとするジュニア ISA に比べ、チャイルド・トラスト・ファンド保有者が、金融商品の選択肢が限定的等のデメリットを被る立場に置かれていると指摘されている。

また、名義人である子どもが 18 歳まで引出しができないという制約についても普及に支障を来しているとの指摘がある。子どもの将来のための投資であり、節税ではないとの趣旨は理解しているものの、ISA には引出制限がないという使い勝手のよさが評価され広く普及した点を考慮しての指摘である。

3. おわりに

我が国では 2014 (平成 26) 年より、日本版 ISA が実施されることとされており、実際の非課税口座の開設申込は、2013 (平成 25) 年 10 月 1 日から開始される予定である。

その内容は、平成 26 年から平成 28 年までの 3 年間に、その年の 1 月 1 日において 20 歳以上である居住者等が年間 100 万円を上限として取得した上場株式や公募株式投資信託の配当等と譲渡益は、取得年から 10 年間について非課税とするというものである。

3 年間という時限措置であるが故に、例えば、平成 28 年 1 月 1 日までに 20 歳以上とならない居住者等や、東日本大震災における家財等の流出により生活再建中で当該期間中の金融商品への投資がままならない居住者等については、日本版 ISA の利用ができないという問題が指摘されている。また、証券会社や銀行等においても、日本版 ISA に対応するための事務及びシステム等への投資額が非常に大きくなると見込まれ、また、それらの係る投資を 3 年で回収することは非常に困難であるため、日本版 ISA に対応しない又は対応できないという声が挙がっている。

これらを受け、日本証券業協会では、去る 6 月 19 日、投資信託協会及び全国証券取引所とともに、平成 25 年度税制改正に関する要望³⁵として、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (日本版 ISA) について、その拡充を図るとともに、個人投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする事」、具体的には、日本版 ISA の恒久化又は期間の延長のほか、投資者及び証券会社等における過大な負担が指摘されている非課税口座の開設手続等の簡素化等を講じる事について取りまとめ、関係各方面に本件要望の実現を働き掛けている。

また、金融庁においても、去る 9 月 7 日、平成 25 年度税制改正要望項目のなかに「日本版 ISA (少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置) の恒久化等」を盛り込み、今後、政府税制調査会等を通じてその実現を図ることが公表された³⁶。英国の ISA の成功が政府等における長期的なコミットメントに拠るところが大

³⁵ <http://www.jsda.or.jp/katsudou/teigen/zeisei/files/1206zeisei.pdf>

³⁶ <http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2/01.pdf> 具体的には、①投資可能期間を (平成 26 年から

きい点を踏まえると、証券界及びその監督当局である金融庁の考え方が一致している点は非常に重要である。

さらに、去る7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」³⁷において、2020（平成32）年までに日本版ISAの投資総額25兆円とする非常に野心的な目標が掲げられているところである。

日本版ISAが、特定口座制度に続く新たな証券投資のインフラとし、幅広い国民の投資への参加が促され、個人の中長期的な金融資産形成に資するものとするためには、制度の恒久化は大前提である。それ以外にも、非課税投資総額の拡大や非課税口座の開設手続及び管理の簡素化など、さまざまな措置が講じられることを期待するとともに、証券界としても積極的に取り組んで参りたいが、多くの英国居住者が安心して投資できる環境を整備し、貯蓄・投資に係る制度としてブランド化するまでに成功した英国のISAの現状やこれまでの関係者の取組みは示唆に富み、参考になる。

以 上

の3年間だけでなく）恒久化すること、②対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること、③毎年新たな口座の開設を不要とする（原則一口座とする）ことが要望事項として掲げられている。

³⁷ <http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf>

〔資料〕

（資料 1：英国の ISA の変遷）

1987（昭和 62）年	PEP（Personal Equity Plan）が導入される。
1991（平成 3）年	TESSA（Tax Exempt Special Savings Account）が導入される。
1999（平成 11）年	PEP と TESSA が整理・統合され、ISA（Individual Savings Account）が導入される。 — 2009（平成 21）年までの時限措置とし、導入 7 年後に制度の効果を検証することとされた。
2001（平成 13）年	16 歳及び 17 歳の居住者にも預金型 ISA の開設が認められる。
2005（平成 17）年	保険型 ISA が株式型 ISA に統合・整理される。
2007（平成 19）年	英国財務省（Her Majesty’s Treasury）による ISA の再評価が行われる。
2008（平成 20）年	総合口座（The maxi ISA）とミニ口座（The mini ISA）の区分が廃止され、株式型 ISA と預金型 ISA の 2 種類に簡素化される。また、制度が恒久化され、年間拠出限度額が引き上げられる。 さらに、預金型 ISA から株式型 ISA への投資信託の移管が認められる。
2009（平成 21）年	年間拠出額が引き上げられる。
2011（平成 23）年	年間拠出額が引き上げられ、Junior ISA が導入される。
2012（平成 24）年	年間拠出額が引き上げられる。

（英国関税歳入庁資料に基づき日本証券業協会作成）

(資料 2-1 : 英国の ISA の年間拠出額の変遷)

年度*1	株式型 ISA の年間拠出額	預金型 ISA の年間拠出額
1999-2000 年度	£ 7,000	£ 3,000
2000-2001 年度	£ 7,000	£ 3,000
2001-2002 年度	£ 7,000	£ 3,000
2002-2003 年度	£ 7,000	£ 3,000
2003-2004 年度	£ 7,000	£ 3,000
2004-2005 年度	£ 7,000	£ 3,000
2005-2006 年度	£ 7,000	£ 3,000
2006-2007 年度	£ 7,000	£ 3,000
2007-2008 年度	£ 7,000	£ 3,000
2008-2009 年度	£ 7,200	£ 3,600
2009-2010 年度	£ 7,200 (*2)、£ 10,200 (*3)	£ 3,600 (*2)、£ 5,100 (*3)
2010-2011 年度	£ 10,200	£ 5,100
2011-2012 年度	£ 10,680	£ 5,340
2012-2013 年度	£ 11,280	£ 5,640

*1…1999-2000 年度とは、1999 年 4 月 6 日から 2000 年 4 月 5 日までの期間をいう。

*2…50 歳未満の ISA 開設者に適用される年間拠出額。 *3…50 歳以上の ISA 開設者に適用される年間拠出額。

(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 2-2 : ジュニア ISA の年間拠出額の変遷)

前年 4 月 6 日-当年 4 月 5 日	株式型 ISA の年間拠出額	預金型 ISA の年間拠出額
2011-2012	£ 3,600	£ 3,600
2012-2013	£ 3,600	£ 3,600

(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 3-1 : 英国の ISA の概要)

	英国の ISA		日本版 ISA
	株式型 ISA	預金型 ISA	
口座開設者	18 歳以上の居住者	16 歳以上の居住者	20 歳以上の居住者
口座開設期間	—	—	平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年 (注) 口座開設申込期間は前年の 10 月から当年 9 月末まで
対象商品	上場株式、公社債、投資信託、保険、預貯金等	預貯金、公社債投資信託 (MMF 等)	上場株式、公募株式投資信託
非課税対象	利子 (預貯金の利子を除く。)、配当、譲渡益等	利子	配当、譲渡益
非課税期間	無期限	無期限	10 年間
年間拠出額	£ 11,280 (約 135 万円)	£ 5,640 (約 68 万円)	100 万円
収益分配金等の再投資	年間拠出額に不算入	年間拠出額に不算入	年間拠出額に算入
累積投資残高の上限の有無	無し	無し	有り (300 万円)
スイッチングの可否	可	可	不可
引出制限の有無	無し	無し	無し

(英国関税歳入庁及び財務省に基づき日本証券業協会作成)

(資料 3-2 : ジュニア ISA とチャイルド・トラスト・ファンド)

	ジュニア ISA	チャイルド・トラスト・ファンド
口座開設者	18 歳未満の居住者 (希望者のみ) (注) チャイルド・トラスト・ファンド口座を保有していないことが要件となる。	2002 (平成 14) 年 9 月以後に誕生した 18 歳未満のすべての英国居住者 (注) 16 歳までは両親又は祖父母等が口座を管理する。
対象商品	株式型 : 上場株式、公社債、投資信託、保険、預貯金等 預金型 : 預貯金、公社債投資信託 (MMF) 等	ステークホルダー口座 : 上場株式、投資信託 (会社型投信を除く)、無配当型生命保険、預貯金等 非ステークホルダー口座 : 上場株式、公社債、投資信託、保険、預貯金、オルタナティブ投資等
国からの給付金の有無	無し	有り (① 0 歳 (口座開設) 時に £ 500、② 7 歳の誕生日時に £ 500)
年間拠出額	合計 £ 7,200 (株式型及び預金型それぞれにつき £ 3,600)	£ 3,600 (ジュニア ISA 開始前は £ 1,200)
引出制限の有無	有り (18 歳誕生日まで引出しが不可)	有り (18 歳誕生日までの引出しが不可)

(英国関税歳入庁に基づき日本証券業協会作成)

(資料 4-1 : ISA のうち年間で実際に資金が拠出された口座数)

<単位：千口座>

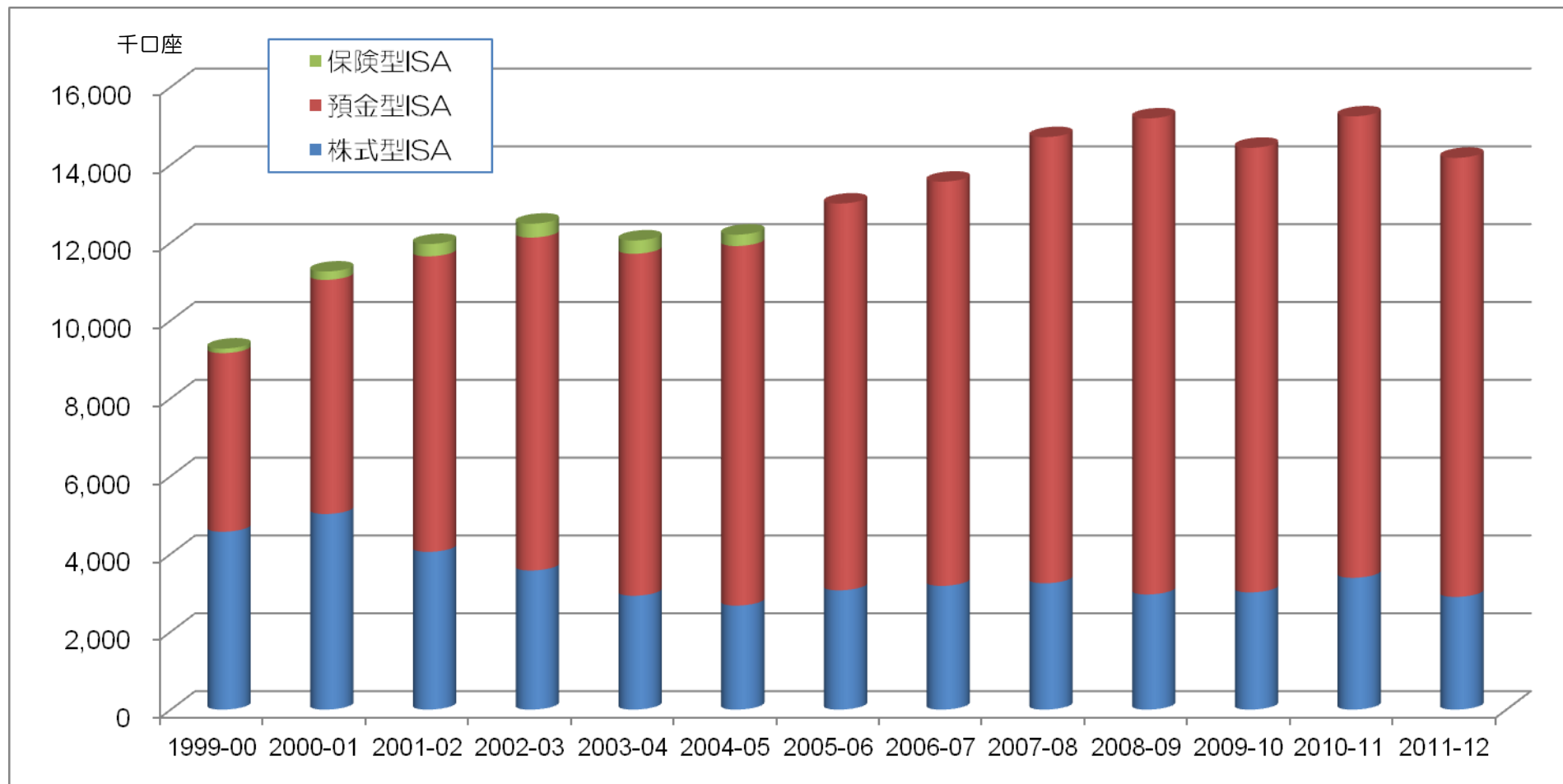
	株式型 ISA*1	預金型 ISA*1	保険型 ISA*1,2	総合口座*3	合計
1999-2000 年度	1,278	4,591	116	3,293	9,278
2000-2001 年度	1,625	6,018	214	3,402	11,259
2001-2002 年度	1,577	7,594	316	2,477	11,964
2002-2003 年度	1,604	8,556	356	1,971	12,487
2003-2004 年度	1,283	8,789	340	1,643	12,055
2004-2005 年度	1,199	9,242	292	1,474	12,207
2005-2006 年度	1,523	9,939	(232)	1,543	13,005
2006-2007 年度	1,564	10,387	(189)	1,617	13,568
2007-2008 年度	1,662	11,468	(157)	1,584	14,714
2008-2009 年度	2,960	12,234	(175)	—	15,194
2009-2010 年度	3,011	11,426	(148)	—	14,437
2010-2011 年度	3,387	11,859	(139)	—	15,246
2011-2012 年度	2,896	11,284	(117)	—	14,180

*1…2007-2008 年度まではミニ口座 (The mini ISA) の口座数。 *2…2005-2006 年度以後は株式型 ISA における保険商品への拠出口座数。

*3…2008 年にミニ口座 (The mini ISA) と総合口座 (The maxi ISA) の区分が廃止されている。

(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 4-2 : ISA のうち年間で実際に資金が拠出された口座数<グラフ>)



* 総合口座 (The maxi ISA) は株式型 ISA に含めている。

(出所 : 英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

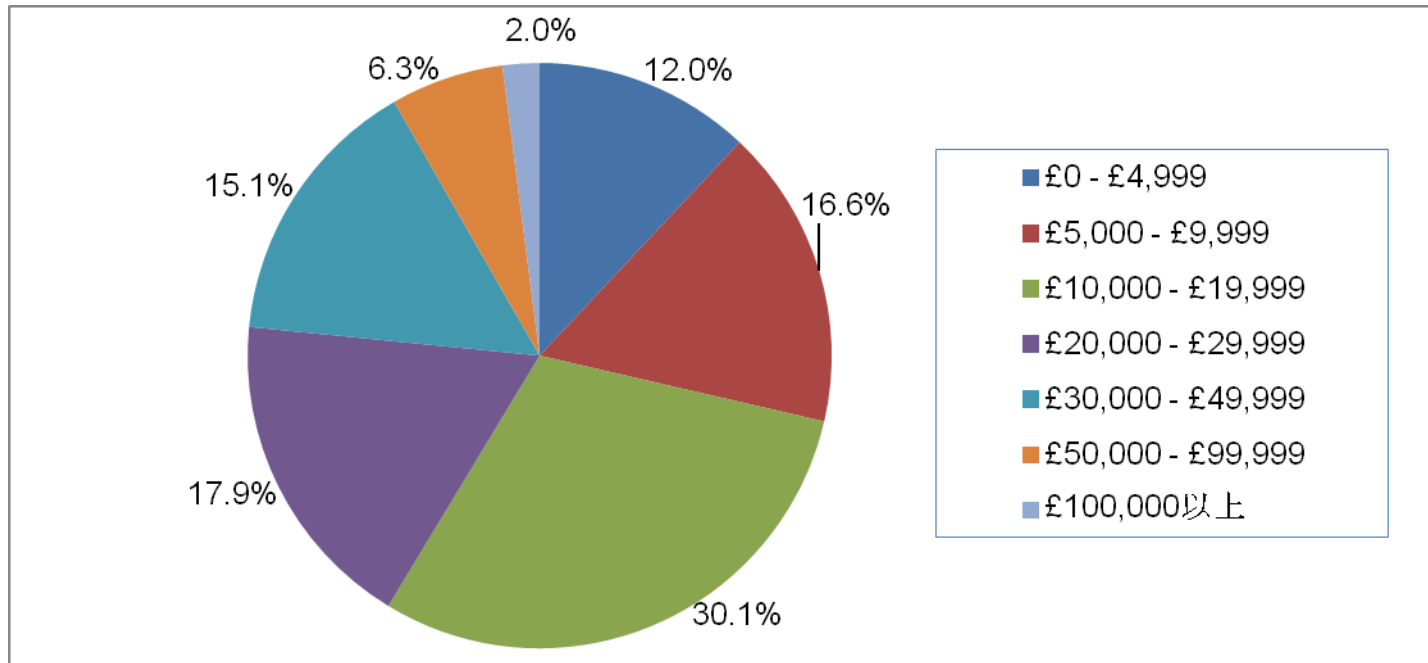
(資料 4-3 : 2009-2010 年度における ISA 開設者による拠出額の所得別分布)

<単位：千人>

所得水準	拠出額あり								拠出額なし	全 ISA 口座 の開設者
	£ 1 - £ 1,999	£ 2,000 - £ 3,999	£ 4,000 - £ 5,999	£ 6,000 - £ 7,199	£ 7,200	£ 7,201 - £ 10,199	£ 10,200	合 計		
£ 0- £ 4,999	671	559	124	19	30	19	25	1,447	1,420	2,868
£ 5,000- £ 9,999	821	777	343	28	33	36	53	2,091	1,877	3,968
£ 10,000- £ 19,999	1,592	1,462	658	60	66	92	113	4,043	3,142	7,185
£ 20,000- £ 29,999	948	1,033	379	50	53	68	82	2,613	1,664	4,277
£ 30,000- £ 49,999	724	943	316	48	62	54	88	2,235	1,381	3,616
£ 50,000- £ 99,999	208	387	142	41	71	37	59	945	550	1,495
£ 100,000 以上	46	109	39	18	47	15	38	312	177	489
合 計	5,009	5,270	2,002	264	363	321	458	13,686	10,212	23,898

(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 4-4 : 2009-2010 年度における ISA 開設者による拠出額の所得別分布<グラフ>)



(出所 : 英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 4-5 : ISA に資金を拠出した者の所得別分布の推移)

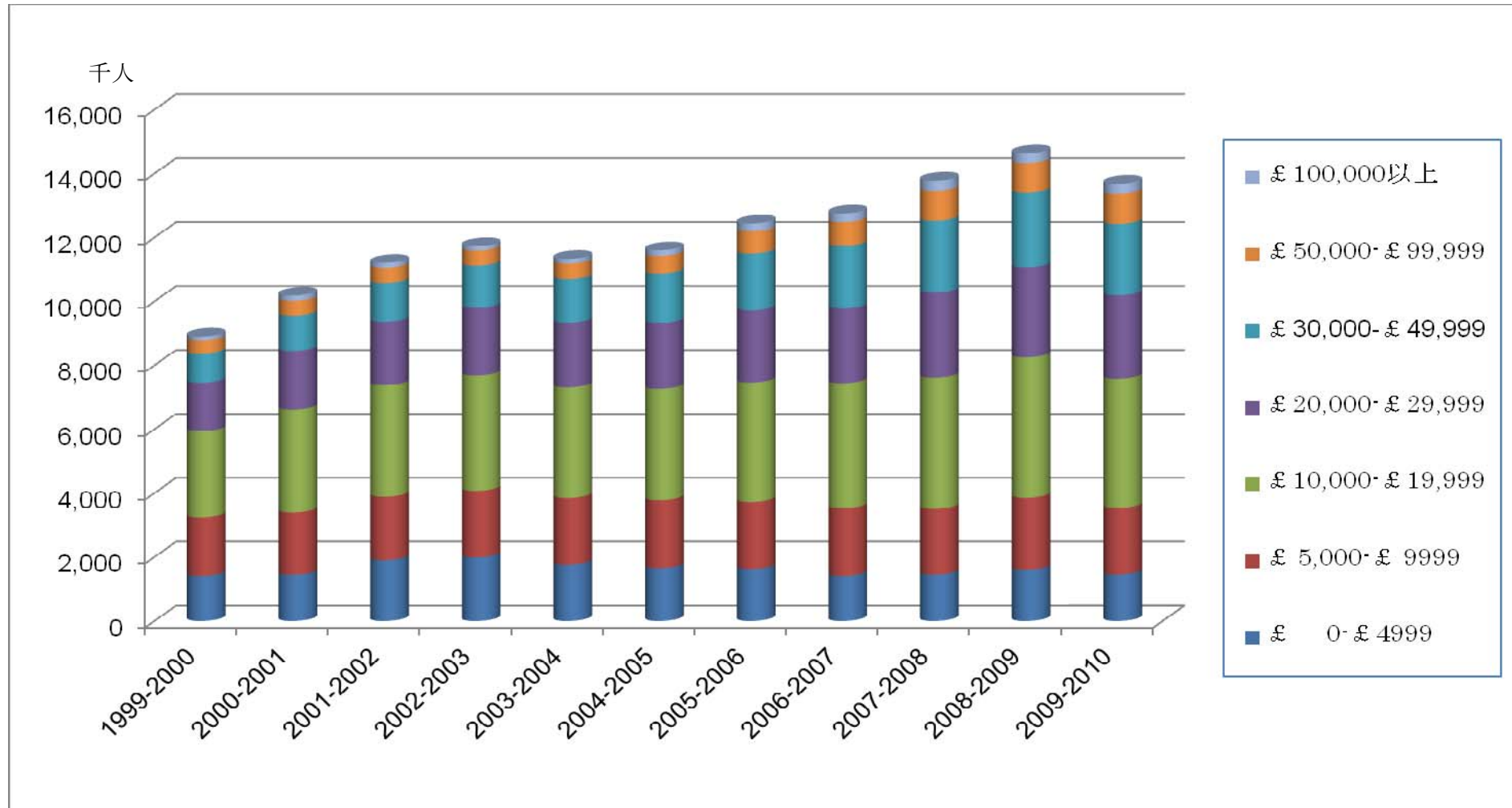
<単位：千人>

	1999-2000	2000-2001	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006	2006-2007	2007-2008	2008-2009	2009-2010
£ 0- £ 4999	1,404	1,444	1,902	1,991	1,768	1,661	1,637	1,405	1,448	1,611 (1,104)	1,447 (1,420)
£ 5,000- £ 9999	1,842	1,951	1,986	2,085	2,082	2,122	2,091	2,125	2,063	2,244 (1,606)	2,091 (1,877)
£ 10,000- £ 19,999	2,698	3,225	3,492	3,606	3,459	3,481	3,738	3,914	4,103	4,399 (2,747)	4,043 (3,142)
£ 20,000- £ 29,999	1,517	1,836	1,933	2,123	2,032	2,072	2,254	2,339	2,666	2,807 (1,466)	2,613 (1,664)
£ 30,000- £ 49,999	915	1,097	1,200	1,311	1,352	1,546	1,782	1,959	2,243	2,348 (1,169)	2,235 (1,381)
£ 50,000- £ 99,999	397	473	479	478	493	547	697	745	934	924 (575)	945 (550)
£ 100,000 以上	133	160	156	139	148	175	241	271	326	307 (340)	312 (177)
合 計	8,907	10,187	11,148	11,733	11,334	11,604	12,440	12,758	13,783	14,640 (9,009)	13,686 (10,212)

*2008-2009 年度及び 2009-2010 年度における括弧内の数値は、ISA を開設していながら資金を拠出していない者の数。

(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account (ISA) Statistics September 2012)

(資料 4-6 : ISA に資金を拠出した者の所得別分布の推移<グラフ>)



(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account (ISA) Statistics September 2012)

(資料 5-1 : ISA における年間拠出額)

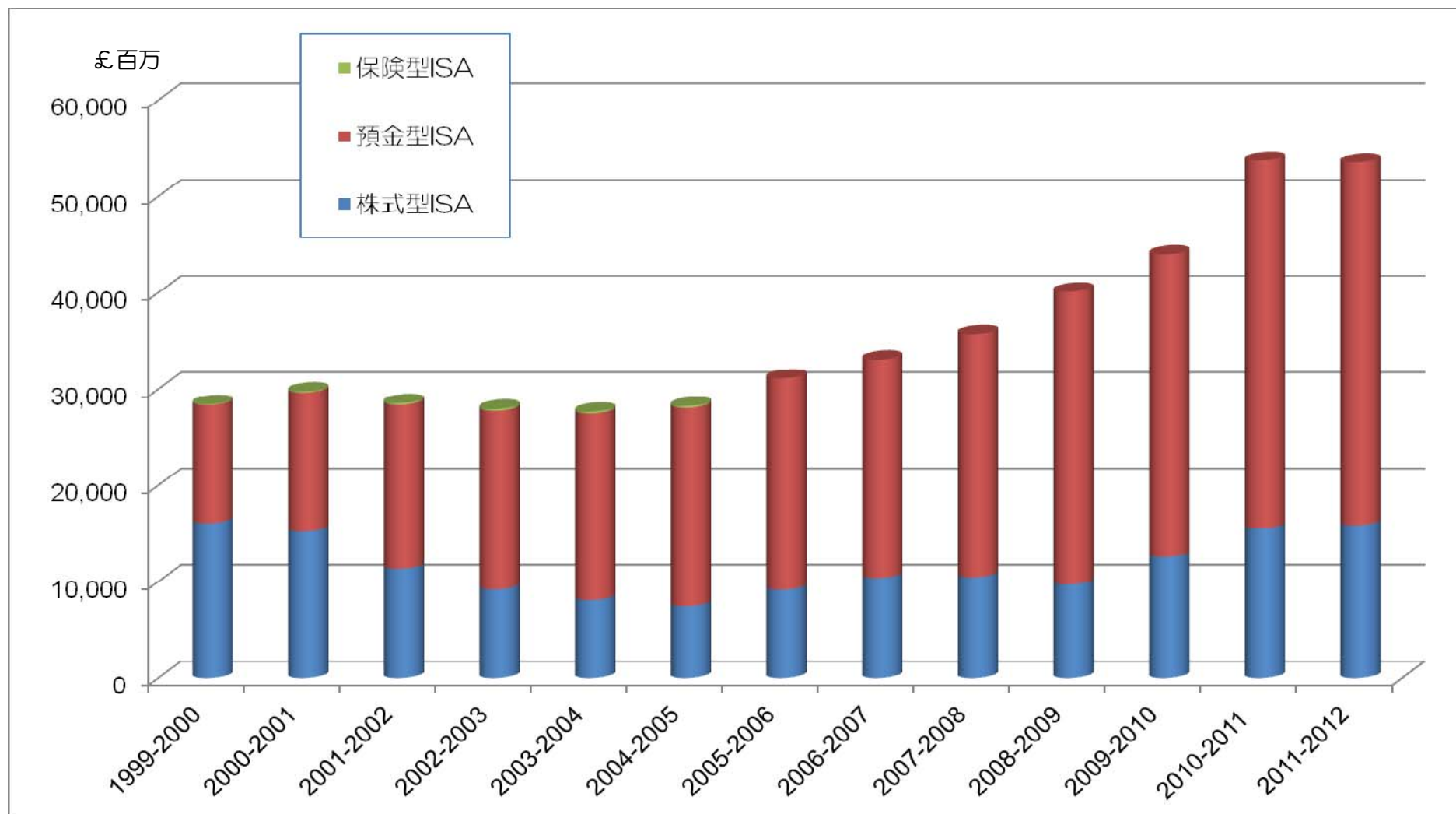
<単位 : £ 百万>

	株式型 ISA	預金型 ISA	保険型 ISA*	合計
1999-2000 年度	16,054	12,306	71	28,431
2000-2001 年度	15,184	14,447	117	29,778
2001-2002 年度	11,319	17,058	173	28,549
2002-2003 年度	9,195	18,558	208	27,962
2003-2004 年度	8,117	19,361	190	27,668
2004-2005 年度	7,490	20,575	173	28,237
2005-2006 年度	9,170	21,935	(153)	31,105
2006-2007 年度	10,363	22,677	(117)	33,041
2007-2008 年度	10,440	25,261	(139)	35,701
2008-2009 年度	9,711	30,383	(117)	40,094
2009-2010 年度	12,542	31,437	(130)	43,978
2010-2011 年度	15,515	38,197	(153)	53,656
2011-2012 年度	15,848	37,685	(171)	53,533

*…2005-2006 年度以後は株式型 ISA における保険商品への拠出口座数。

(出所 : 英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 5-2 : ISA における年間拠出額<グラフ>)



(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 5-3 : ISA の 1 口座当たりの年間での平均拠出額)

<単位 : ￡>

	株式型 ISA*1	預金型 ISA*1	保険型 ISA*1,2	総合口座*3	ISA 全体
1999-2000 年度	1,240	2,520	480	4,620	—
2000-2001 年度	1,130	2,300	460	4,100	—
2001-2002 年度	1,120	2,220	480	3,950	—
2002-2003 年度	1,070	2,150	530	3,890	—
2003-2004 年度	1,210	2,190	510	4,090	—
2004-2005 年度	1,240	2,220	550	4,150	—
2005-2006 年度	1,510	2,520	(580)	4,520	—
2006-2007 年度	1,690	2,300	(460)	4,810	—
2007-2008 年度	1,750	2,220	(690)	4,810	—
2008-2009 年度	3,281	2,483	(666)	—	2,639
2009-2010 年度	4,165	2,751	(877)	—	3,046
2010-2011 年度	4,581	3,221	(1,099)	—	3,523
2011-2012 年度	5,473	3,340	(1,470)	—	3,775

*1…2007-2008 年度までは The mini ISA の口座数。 *2…2005-2006 年度以後は株式型 ISA における保険商品への拠出口座数。

*3…2008 年にミニ口座 (The mini ISA) と総合口座 (The maxi ISA) の区分が廃止されている。

(出所 : 英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 6-1 : ISA で保有する金融商品の残高)

<単位 : £ 百万>

	2000*1	2001*1	2002*1	2003*1	2004*1	2005*1	2006*1	2007*1	2008*1	2009*1	2010*1	2011*1,2	2012*1,2
株式型 ISA の金融商品													
株式 (Shares)	1,958	3,162	3,848	5,556	7,711	8,411	10,206	11,977	11,141	17,242	27,138	29,942	30,375
証券 (Securities)	119	472	1,336	633	953	1,163	1,024	1,223	1,738	2,855	3,780	1,953	2,327
英国債 (Gilts)	198	332	401	568	622	635	513	485	526	1,124	887	1,017	886
契約型投資信託*3 (Unit Trusts)	10,160	14,842	13,754	10,479	10,648	13,131	17,565	18,003	17,556	25,345	39,032	40,969	38,154
オープンエンド [†] 投資会社の株式 (Shares in OEICs)	1,814	4,533	7,007	11,906	19,601	22,658	30,460	35,993	34,820	49,678	76,361	83,820	91,291
社債ファンド [†] *4 (Corporate Bond Funds)	905	1,386	2,006	3,212	4,602	5,657	5,855	5,727	5,035	5,410	8,759	8,977	9,304
クロス [†] エンド [†] 会社型投資信託 (Investment Trusts)	286	616	1,065	1,114	1,583	1,861	1,999	2,214	2,059	3,839	5,508	6,966	6,685
UCIT 指令適格投資信託*3 (Units/Shares in UCITS*5)	9	143	42	45	93	285	557	1,888	2,284	4,284	6,757	4,496	4,920
保険 (Surrender value of policies)	—	—	—	—	—	—	711	779	965	723	936	850	1,138
預貯金 (Cash on deposit)	576	785	857	942	1,012	1,287	1,516	1,814	2,479	5,604	4,363	4,437	5,234
株式型 ISA の金融商品 残高の合計*5	16,025	26,271	30,316	91,835	46,825	55,088	70,406	80,105	78,604	116,105	173,521	183,427	190,314

	2000*1	2001*1	2002*1	2003*1	2004*1	2005*1	2006*1	2007*1	2008*1	2009*1	2010*1	2011*1,2	2012*1,2
預金型 ISA の金融商品													
MMF*6 (Money market funds)	173	530	957	1,552	2,227	2,990	3,284	3,710	3,636	—	—	—	—
ファンドオブファンズ*6 (Fund of funds)	1	9	11	12	13	12	14	6	—	—	—	—	—
保険 (Surrender value of policies)	—	—	—	—	—	—	—	—	69	—	—	—	—
その他の金融商品 (Other Investment Products)	—	—	—	—	—	—	155	—	—	127	128	153	246
預貯金 (Cash on deposit)	12,444	35,017	51,249	68,302	77,510	94,069	107,571	123,945	139,094	158,257	169,264	191,271	200,362
預金型 ISA の金融商品 残高の合計*5	12,618	35,556	52,217	69,866	79,750	97,071	111,024	127,661	142,801	158,384	169,391	191,424	200,607
保険型 ISA の金融商品													
保険 (Surrender value of policies)	64	149	280	447	638	824	—	—	—	—	—	—	—
預貯金 (Cash on deposit)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保険型 ISA の金融商品 残高の合計	64	149	280	447	638	824	—	—	—	—	—	—	—
総 計	28,708	61,976	82,813	104,768	127,213	152,983	181,430	207,766	221,405	274,489	342,912	374,851	390,922

*1…各年度の4月5日現在を表す。例えば2000年度の場合は、2000年4月5日現在の時価を示している。 *2…2011・2012年度(2011・2012年4月5日現在)は暫定値。

*3…社債ファンド⁵を除く。

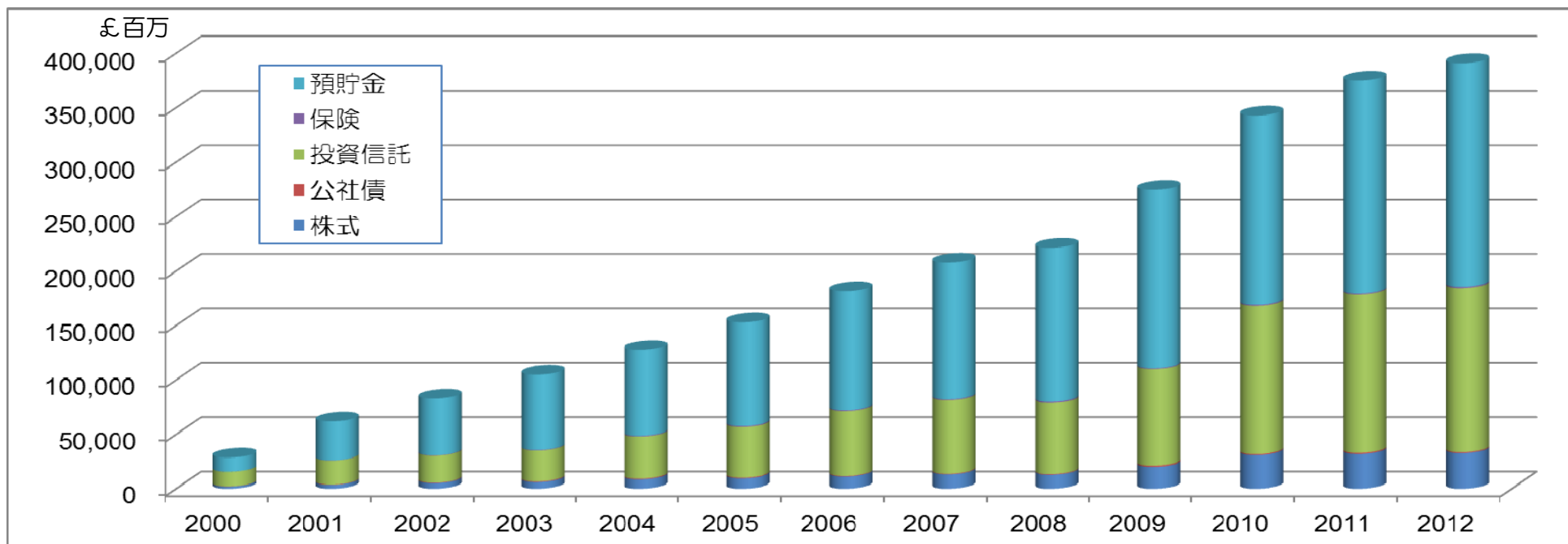
*4…2011年度の数值には、契約型投資信託及びオープンエンド⁶投資会社がそれぞれ保有する社債ファンド⁵(£2,018百万及び£6,959百万)が含まれる。2010年度の数值はそれぞれ£1,987百万及び£6,771百万。

*5…株式型ISAの金融商品の残高にはPEPの残高が含まれ、また、預金型ISAの金融商品の残高にはTESSAの残高が含まれる。

*6…これらの情報は2008年以後収集されていない。

(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 6-2 : ISA で保有する金融商品の残高 <グラフ>)



(出所：英国関税歳入庁 Individual Savings Account(ISA) Statistics September 2012)

(資料 6-3 : 最近 10 年間における ISA で保有する投資信託の投資信託全体に占める割合の推移)

<単位：£百万、%>

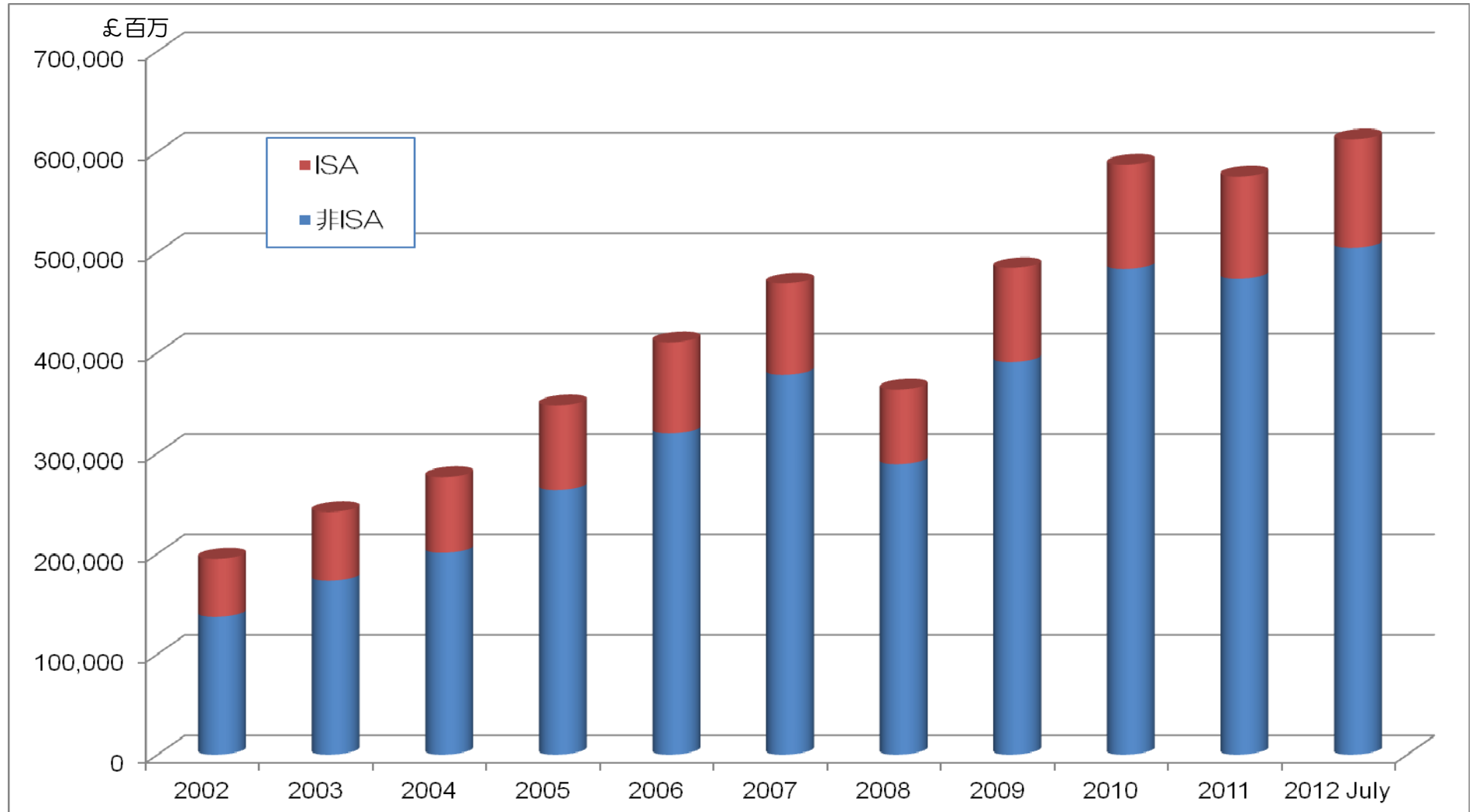
年	英国での投資信託残高①	前年比	ISA での投資信託残高②	前年比	②／①
2002 *1	194,908	—	57,571	—	29.5%
2003 *1	241,505	19.3%	68,656	16.1%	28.4%
2004 *1	276,077	12.5%	75,310	8.8%	27.3%
2005 *1	347,516	20.6%	84,142	10.5%	24.2%
2006 *1	410,410	15.3%	90,543	7.1%	22.1%
2007 *1	468,821	12.5%	90,676	0.1%	19.3%
2008 *1	363,317	▲29.0%	74,366	▲21.9%	20.5%
2009 *1	484,229	25.0%	93,460	20.4%	19.3%
2010 *1	586,957	17.5%	103,973	10.1%	17.7%
2011 *1	575,283	▲ 2.0%	101,695	▲ 2.2%	17.7%
2012 July*1	612,147	6.0%	107,767	5.6%	17.6%

*1…年末又は月末現在を表す。

*2…2008 年以後の ISA の数値は、投資信託会社と 5 社 (Cofunds 社、Fidelity 社、Hargreaves Landsdown 社、Skandia 社、Transact 社) が提供する ISA プラットフォームに基づき集計したもの。PEP の数値を含む。

(出所：英国投資信託協会)

(資料 6-4 : 最近 10 年間に於ける ISA で保有する投資信託の投資信託全体に占める割合の推移<グラフ>)



(出所：英国投資信託協会)

(資料 7-1 : 2009-2010 年度*1 における ISA 開設者 (拠出済/非拠出) の性別及び年齢別分布)

<単位: 千人>

年齢区分 (男性)	預金型 ISA 開設者数 (拠出済) *4		株式型 ISA 開設者数 (拠出済) *3、4		両方の ISA 開設者数 (拠出済) *4		ISA 開設者数 (非拠出*2) *4		ISA 開設者数合計 (拠出済+非拠出) *5	
25 歳未満	478	51.0%	28	3.0%	16	1.7%	416	44.3%	938	(7.7%)
25 歳-34 歳	836	43.1%	126	6.5%	61	3.1%	917	47.3%	1,940	(16.0%)
35 歳-44 歳	744	36.8%	249	12.3%	72	3.6%	957	47.3%	2,023	(16.7%)
45 歳-54 歳	886	40.8%	304	14.0%	108	5.0%	873	40.2%	2,171	(17.9%)
55 歳-64 歳	993	45.1%	298	13.5%	117	5.3%	793	36.0%	2,200	(18.1%)
65 歳以上	1,261	43.9%	264	9.2%	92	3.2%	1,258	43.8%	2,875	(23.7%)
合 計	5,197	42.8%	1,270	10.5%	466	3.8%	5,215	42.9%	12,148	

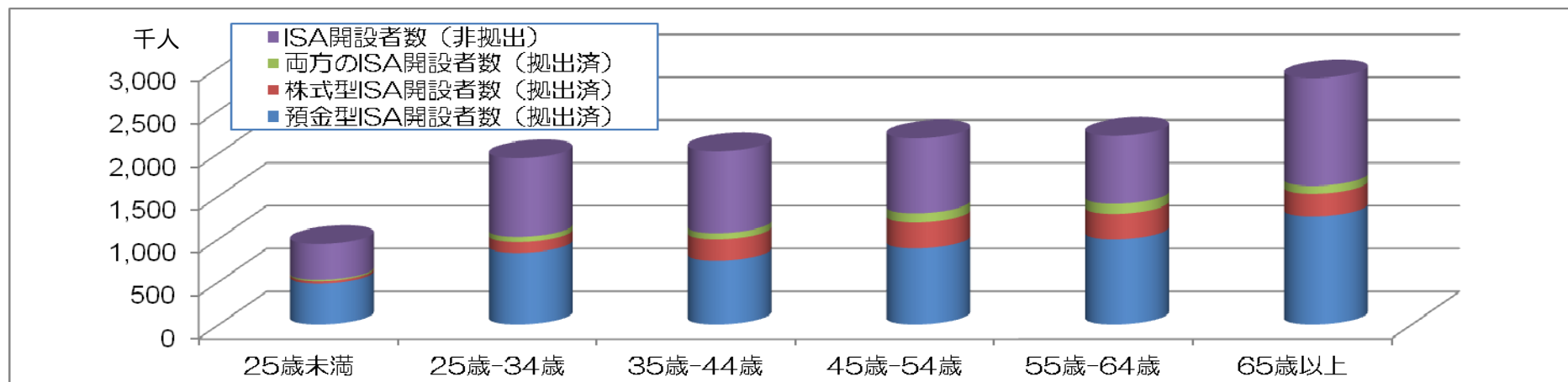
年齢区分 (女性)	預金型 ISA 開設者数 (拠出済) *4		株式型 ISA 開設者数 (拠出済) *3、4		両方の ISA 開設者数 (拠出済) *4		ISA 開設者数 (非拠出*2) *4		ISA 開設者数合計 (拠出済+非拠出) *5	
25 歳未満	546	57.8%	18	1.9%	9	1.0%	372	39.4%	945	(8.0%)
25 歳-34 歳	912	48.8%	86	4.6%	43	2.3%	827	44.3%	1,868	(15.9%)
35 歳-44 歳	804	41.8%	175	9.1%	54	2.8%	891	46.3%	1,923	(16.4%)
45 歳-54 歳	979	45.5%	224	10.4%	84	3.9%	864	40.2%	2,150	(18.3%)
55 歳-64 歳	1,058	49.1%	221	10.3%	96	4.5%	779	36.2%	2,153	(18.3%)
65 歳以上	1,164	42.9%	208	7.7%	72	2.7%	1,265	46.7%	2,711	(23.1%)
合 計	5,463	46.5%	933	7.9%	358	3.0%	4,998	42.5%	11,751	

*1…2009 年 4 月 6 日から 2010 年 4 月 5 日まで *2…ISA 開設者だが、当該年度中に資金非拠出の者を表す。*3…PEP は株式型 ISA に含む。

*4…右の数値は各年齢別の ISA 開設者数合計に占める割合を表す。 *5…括弧内の数値は ISA 開設者合計に占める割合を表す。

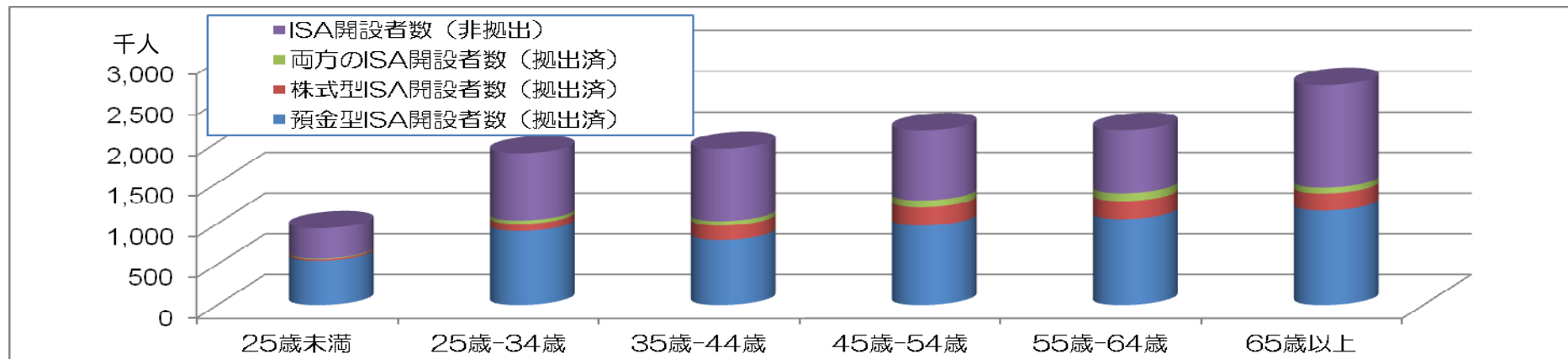
(出所: 英国関税歳入庁 Individual Savings Account (ISA) Statistics September 2012)

(資料 7-2 : 2009-2010 年度における ISA 開設者 (拠出済/非拠出) の性別及び年齢別分布 [男性] <グラフ>)



(出所 : 英国関税歳入庁 Individual Savings Account (ISA) Statistics September 2012)

(資料 7-3 : 2009-2010 年度における ISA 開設者 (拠出済/非拠出) の性別及び年齢別分布 [女性] <グラフ>)



(出所 : 英国関税歳入庁 Individual Savings Account (ISA) Statistics September 2012)

(資料 8-1 : 最近 10 年間における投資信託の回転率及び平均保有期間)

本件指標は次の数式により計算している。

○投資信託の回転率 (回転) = 設定金額 ÷ (年初時価総額 + 年末時価総額 ÷ 2) ○投資信託の平均保有期間 (年) = 1 / (投資信託の回転率)

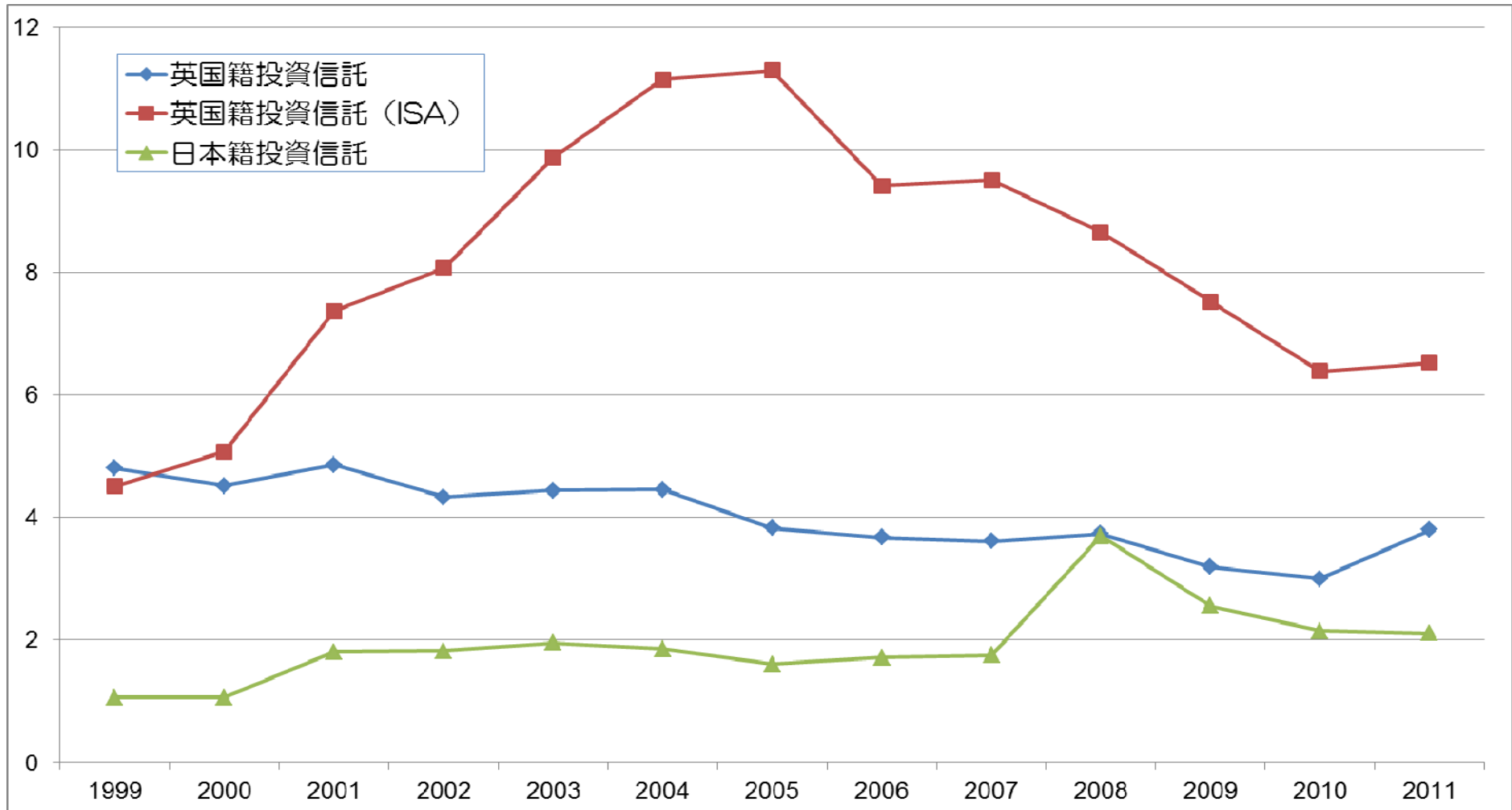
(注) 英国籍の投資信託の設定額は、ユニットトラストと OEIC の設定額を用いている。

<回転率：回、平均保有期間：年>

	英国籍の投資信託				日本籍の公募株式投資信託	
	全体		ISA		回転率	平均保有期間
	回転率	平均保有期間	回転率	平均保有期間		
1999 年	0.20	4.80	0.22	4.51	0.94	1.06
2000 年	0.22	4.51	0.19	5.07	0.94	1.06
2001 年	0.20	4.85	0.13	7.36	0.55	1.80
2002 年	0.23	4.32	0.12	8.07	0.54	1.82
2003 年	0.22	4.44	0.10	9.87	0.51	1.95
2004 年	0.22	4.45	0.08	11.14	0.53	1.85
2005 年	0.26	3.82	0.08	11.29	0.62	1.60
2006 年	0.27	3.67	0.10	9.40	0.58	1.71
2007 年	0.27	3.60	0.10	9.50	0.57	1.74
2008 年	0.26	3.73	0.11	8.65	0.27	3.69
2009 年	0.31	3.19	0.13	7.51	0.39	2.55
2010 年	0.33	2.99	0.15	6.38	0.46	2.14
2011 年	0.26	3.79	0.15	6.51	0.47	2.10

(投資信託協会及び英国投資信託協会の資料に基づき日本証券業協会作成)

(資料 8-2 : 最近 10 年間に於ける英国籍及び日本籍の投資信託の平均保有期間の推移<グラフ>)



(投資信託協会及び英国投資信託協会の資料に基づき日本証券業協会作成)

(資料 8-3 : 最近 10 年間における英国籍の投資信託への資金流出入額の推移)

<単位：£ 百万>

	流入額 (設定額)			流出額 (買戻し (解約) 額)			純流入額		
	全体	リテール向け	ISA	全体	リテール向け	ISA	全体	リテール向け	ISA
1999 年	45,353.1	28,270.3	12,945.0	27,581.2	14,142.3	4,468.4	17,771.9	14,128.0	8,476.7
2000 年	56,907.2	36,647.1	14,035.5	38,790.9	18,907.8	6,273.4	18,116.3	17,739.3	7,762.1
2001 年	53,464.6	30,519.7	9,732.0	40,985.9	20,397.2	5,697.6	12,478.7	10,122.6	4,034.6
2002 年	49,751.8	29,319.9	7,783.3	40,880.8	21,217.9	5,139.7	8,871.0	8,101.9	2,643.6
2003 年	49,116.7	29,912.7	6,393.3	38,525.0	21,136.4	4,911.3	10,591.7	8,776.3	1,482.0
2004 年	58,188.8	33,613.9	6,458.3	50,843.9	27,427.3	7,334.2	7,344.9	6,186.6	▲ 876.1
2005 年	81,475.0	44,743.0	7,061.5	66,529.1	33,578.9	8,373.4	14,945.9	11,164.1	▲ 1,311.9
2006 年	103,219.1	63,865.5	9,283.0	78,728.4	45,608.9	10,144.2	24,490.7	18,256.6	▲ 861.3
2007 年	121,788.0	72,075.1	9,537.2	114,444.5	60,916.4	10,796.0	7,343.5	11,158.6	▲ 1,258.8
2008 年	111,454.0	68,586.3	9,538.6	111,251.8	63,762.6	10,639.5	202.2	4,823.7	▲ 1,101.0
2009 年	132,706.9	85,722.4	11,159.9	98,267.0	55,948.1	7,788.4	34,439.9	29,774.3	3,371.5
2010 年	178,653.6	108,489.8	15,467.0	126,870.8	78,789.8	11,254.5	51,782.8	29,700.0	4,202.5
2011 年	157,300.4	105,774.6	15,780.3	133,917.6	87,743.6	12,793.1	23,382.8	18,031.0	2,987.3

(注) 投資信託の流出入額は、ユニットトラストと OEIC の数値。

(出所：英国投資信託協会)

(資料 8-4 : 最近 10 年間における日本籍の公募株式投資信託への資金流出入額の推移)

<単位：百万円>

	流入額	流出額		純流入額
	(設定額)	(解約額)	(償還額)	
1999 年	12,826,152	11,982,476	282,782	560,894
2000 年	14,259,915	9,977,954	343,456	3,938,505
2001 年	8,183,571	5,028,115	197,163	2,958,293
2002 年	8,590,812	4,465,278	230,637	3,894,897
2003 年	9,643,029	6,496,896	451,416	2,694,717
2004 年	13,162,892	7,411,846	807,470	4,943,576
2005 年	21,270,151	12,248,022	1,303,753	7,718,376
2006 年	28,133,044	13,655,012	1,630,196	12,847,836
2007 年	35,024,175	19,224,675	1,176,356	14,623,144
2008 年	14,576,747	12,028,236	173,208	2,375,303
2009 年	17,827,157	14,537,987	161,053	3,128,117
2010 年	23,919,200	17,566,875	375,105	5,977,221
2011 年	23,531,837	19,781,223	371,086	3,379,528

(出所：投資信託協会)

(資料 9 : 英国籍投資信託のチャネル別のリテール向け販売金額)

<単位：£百万>

	合計		直販		IFA 等		提携代理人等		一任勘定	
		うち ISA		うち ISA		うち ISA		うち ISA		うち ISA
1999 年	28,270	12,950	5,023	2,842	13,714	4,938	7,687	4,953	1,846	103
2000 年	36,647	14,036	5,314	3,035	22,303	6,452	7,237	4,451	1,793	85
2001 年	28,673	9,734	4,114	2,314	18,344	4,326	4,622	3,015	1,593	73
2002 年	27,564	7,846	3,142	1,778	18,162	2,686	4,806	2,227	1,455	48
2003 年	28,059	6,389	2,608	1,316	18,347	1,663	5,672	2,435	1,431	48
2004 年	30,806	6,459	2,922	1,321	22,519	1,785	3,508	1,850	1,857	98
2005 年	40,375	7,062	3,445	1,278	31,204	1,685	4,203	2,166	1,522	56
2006 年	58,035	9,254	4,027	1,499	46,969	1,625	4,564	2,893	2,474	26
2007 年	66,526	9,553	4,174	1,507	56,696	1,532	4,073	2,750	1,583	24
2008 年	63,183	8,389	3,280	1,195	53,658	1,070	4,594	2,901	1,651	24
2009 年	78,057	9,842	3,033	1,129	68,021	1,554	5,550	3,094	1,453	21

(出所：英国投資信託協会)

<単位：£百万>

	合計	直販*1		ファンド・プラットフォーム*2		IFA 等	
2010 年	108,477	16,407	(15.1%)	39,361	(36.3%)	52,708	(48.6%)
2011 年	105,786	14,394	(13.6%)	43,299	(40.9%)	48,093	(45.5%)

*1…2010 年及び 2011 年の直販には、1999 年～2009 年までの提携代理人等及び一任勘定を含む。

*2…ファンド・プラットフォーム (fund platform) は、さまざまな投資信託委託会社が運用する数千超もの投資信託から選択できるサービスをいう。英国投資信託委託会社は同サービスを IFA 等に提供しているが、上表の数値は、Ascentric、Aviva Wrap、AXA-Elevate、Cofunds、Fidelity、Hargreaves Lansdown、James Hay Wrap、Novia、Nucleus、Skandia、Standard Life Savings 及び Tranact の各社から報告されたものである。

(出所：英国投資信託協会)

(資料 10 : 英国投資信託委託会社の ISA 向け投資信託残高によるランキング<2012 (平成 24) 年 6 月末時点>)

順位	投資信託会社	ISA 向け投資信託の 時価総額 (A) : £	投資信託全体の 時価総額 (B) : £	英国投資信託全体の 時価総額ランキング	ISA 向け投資信託 の取扱割合 (A/B)
1	Scottish Widows Unit Trusts Managers	6,933,302,147	20,326,960,805	14	34.1%
2	HBOS Investment Fund Managers Limited	6,535,015,017	20,384,852,558	13	32.1%
3	Fidelity Worldwide Investment	6,097,533,126	25,685,243,668	4	23.7%
4	Legal & General (Unit Trust) Managers Limited	5,796,938,970	22,737,421,921	9	25.5%
5	St James's Place Unit Trust Group Ltd	5,092,316,210	25,513,641,647	5	20.0%
6	Invesco Perpetual	5,064,797,683	39,062,450,202	2	13.0%
7	M & G Securities Limited	4,027,150,282	39,826,227,117	1	10.1%
8	HSBC Global Asset Management (UK) Limited	3,681,415,047	9,168,779,229	24	40.2%
9	Santander Asset Management (SAM UK)	3,570,212,717	5,359,547,920	30	66.6%
10	Jupiter Unit Trust Managers Limited	2,822,138,325	18,681,163,856	16	15.1%
11	Henderson Global Investors	2,425,658,396	22,536,010,144	10	10.8%
12	CIS Unit Managers Ltd	1,729,570,671	2,811,351,132	38	61.5%
13	Virgin Money Management Services Ltd	1,551,952,715	2,490,947,545	40	62.3%
14	Aviva Investors UK Fund Services Limited	1,346,629,973	13,268,886,597	19	10.1%
15	Threadneedle Investment Services Ltd	1,183,950,123	23,436,915,093	7	5.1%
16	BNY Mellon Fund Managers Limited	742,238,282	25,980,487,803	3	2.9%
17	Schroder Investment Management Ltd	738,374,018	24,901,160,547	6	3.0%
18	JP Morgan Asset Management	726,648,329	8,121,013,904	27	8.9%
19	F & C Asset Management Plc	687,412,448	7,716,709,831	28	8.9%
20	Marks & Spencer Unit Trust Managers Ltd	641,279,285	1,120,519,458	58	57.2%

(出所：英国投資信託協会)